

令和3年度

自己点検・評価書

東京女子体育大学
東京女子体育短期大学

令和5（2023）年3月

はじめに

本学園は1902年(明治35年)に創設され、今年5月に120周年を迎えました。実質的な創始者である藤村トヨ先生は、当時、学生と寝食をともにし、質実剛健にして礼儀正しい教育者の育成に努めてきました。その藤村トヨ先生の功績は、現代でも色褪せることなく本学園の学風として生き続け、確固たる教育基盤を構築し今日に至っています。

このような伝統を受け継ぎ、新しい時代の社会の要請に応えるため、学園全体で自己点検・評価を行っています。このような日々努力改善の取り組みは、さらに特色ある質の高い大学づくりに向かうものと考えています。近年は特に内部質保証に重点をおき、PDCAサイクルを回し、さらなる教育の充実を目指しています。その教育・研究の改善を目的とした取り組みの経緯について、以下に概略を示しておきます。

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学では、平成5年度に自己点検・評価に取り組み、その運営及び実施検討に関わる規程を定め、教育活動及び大学運営の見直しを進めてきました。平成7年度からは、全教員を対象とする個人業績調書の提出、平成9年度からは学生による授業評価アンケートを実施するなど、多角的な自己点検を実施してきました。

その後、平成22年度には研究者情報管理システムを導入し、平成25年度には、組織改正に伴い法人委員会として「評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための組織強化を図りました。さらに、教員の教育意識・教師力向上のため、授業内容の改善・充実を図るためのFD研修会を開催してきました。

平成28年度には教育の質保証のための入学前教育として、「スターターズ・ブック」を作成し、平成29年度は、教員養成課程を有する本学の特徴として、一層充実した教職支援を行うべく「教職センター」を設置するとともに、さらなる教育改善に向け、IR(Institutional Research)を行う企画調査室を設置しました。企画調査室では教育改善のための調査を継続的に行い、定量・定性的に分析しています。平成30年度は、東京女子体育短期大学に保育士養成課程を開設し、令和元年度には、上記の取り組みの教育の質を向上させるために、全学的な組織として「教育の質保証委員会」を設置し、恒常的に内部質保証に取り組む体制を整備しました。

このような自己点検・評価による改善を積み重ね、このたび、令和3年度の自己点検・評価を総括した「令和3年度 自己点検・評価書」が完成いたしました。

昨年度も、新型コロナウイルス感染症の対応に翻弄されましたが、本学の教育は対面授業を基本としつつ、新たな質の高い教育の展開を模索し、遠隔授業と併用するハイブリット型授業も実施しました。コロナ禍においても教育の質を低下させることなく、さらによりよい教育の展開に向かう本学教職員の努力は、本学の今後の発展を約束するものと信じています。

今後も学生にとって誇れる学園創りのために、本年報の内容について学内外から忌憚のないご意見やご指導を賜りたく願うとともに、さらなる大学・短期大学の教育の質の向上を目指していきます。

終わりに、自己点検・評価関係業務、本年報の作成に携わった関係者の皆様には、その努力に敬意を表するとともに、深甚なる感謝を申し上げます。

令和5年3月

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学
学長 金子 一秀

目次

I 本学の現況及び特色	1
II 自己点検・評価の内容.....	2
III 基準ごとの自己点検・評価.....	5
基準1 使命・目的等	5
I 教育理念、教育目的.....	5
基準2 学生.....	8
I 学生の受け入れ.....	8
II 学生支援.....	10
III キャリア支援.....	13
基準3 教育課程	15
I 教育課程.....	15
II-1 教育指導(授業内容及び単位).....	16
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得).....	17
基準4 大学・短期大学の運営と経営	21
I 組織の管理運営.....	21
II 研究活動・支援.....	30
III 図書館.....	32
IV 健康管理センター.....	33
V 財務.....	35
VI 学修環境.....	36
VII 大学と社会の連携.....	38
VIII 広報・広聴活動.....	39
基準5 教育の質保証	43
I 改善・改革.....	43
IV 令和3年度自己点検・評価のチェックリスト.....	48
V 「自己点検・評価書」作成にあたり.....	58

I 本学の現況及び特色

1 現況

(1) 名称

東京女子体育大学 体育学部 体育学科

東京女子体育短期大学 保健体育学科

児童教育学科

(2) 所在地：東京都国立市富士見台 4-30-1

(3) 学生数及び教員数(令和4年5月1日現在)

学生数：東京女子体育大学体育学部 体育学科 1,338名

東京女子体育短期大学 保健体育学科 46名

児童教育学科 87名

教員数：東京女子体育大学体育学部 体育学科 39名

東京女子体育短期大学 保健体育学科 6名

児童教育学科 13名

2 特色

本学園は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を応用した体操遊戯を取り入れ、一世紀以上にわたって社会に貢献してきました。建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」です。これは、実質的な創設者の藤村トヨの女性観、教育観により確立したもので、現在でも本学園では「女性の感性を生かした体育の実践」を重視しています。「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践してきました。今日でも、この全人教育は本学園の教育信条として学生指導の大きな指針となっています。また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、事における精神的構えとして現在でも本学園を象徴する教訓として生きています。

II 自己点検・評価の内容

基準1 使命・目的等

領域	項目	小項目
I 教育理念、 教育目的	A 建学の精神・教育理念の 確立と教育目的の実現	1 建学の精神・教育理念 2 教育目的 3 教育目標 4 3つのポリシー

基準2 学生

領域	項目	小項目
I 学生の受け入れ	A 入学者選抜の方法	1 基本方針の策定 2 アドミッション・ポリシー、3つのポリシー 3 選抜選考の時期、方法及び運営
	B 学生の定数	1 学生の定数及び定数の充足状況
	C 選考に関する業務	1 募集要項の内容及び配布 2 試験問題作成と管理と選抜業務 3 合否判定と合格発表に係わる業務
II 学生支援	A 学生支援	1 学力保障 2 各種奨学金 3 授業料の延納・分納 4 学生相談の機能 5 中途退学者・長期欠席者への対策 6 学内風紀の維持、事故の防止、及び美化 7 通学指導・自転車の管理 8 傷害見舞金の給付 9 学生生活の援助 10 学生食堂の運営 11 学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握 12 後援会・藤栄会との連携・協力
	B 学生寮の管理・運営	1 寮生の決定 2 寮生の生活指導・管理 3 寮舎及び施設の安全・保守管理 4 調理室等の衛星管理
	C 学友会及びクラブ活動 の指導・援助	1 学友会組織の指導・援助 2 学友会活動の指導・援助 3 クラブの総数と内訳(種類別等) 4 クラブ所属人員 5 学友会での位置づけ 6 教育課程との関連 7 課外活動の評価 8 課外活動用施設 9 クラブ指導者 10 クラブ補助金 11 学生の海外遠征
III キャリア支援	A キャリア支援	1 就職支援 2 資格取得支援 3 進路指導 4 後援会・藤栄会との連携・協力 5 学生の海外留学・研修

基準3 教育課程

領域	項目	小項目
I 教育課程	A 教育課程の編成	1 学科の理念・目的 2 理念・目的と教育課程 3 3つのポリシー 4 教育課程の編成 5 教育課程の内容
	B 教育課程の運営	1 教育課程の運営の改善・充実 2 科目の選択状況 3 時間割の編成 4 留学生の受け入れ 5 研究生・委託生等の受け入れ
II-1 教育指導(授業内容及び単位)	A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1 授業時数の確保 2 授業計画(シラバス)に基づく授業の実施 3 授業計画・方法の改善 4 学習及び授業の支援
	B 単位認定・卒業・修了認定	1 単位認定の基準 2 単位認定の方法 3 単位非認定の措置 4 編入学等における履修単位等の取扱い 5 卒業・修了認定の基準 6 3つのポリシー
	C 互換	1 単位互換の取扱い
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)	A 学修目標	1 達成計画の策定 2 達成状況の把握 3 達成計画の見直し
	B 教育(保育)実習の運営	1 実習校(園、保育所、施設)の決定 2 事前・事後の指導 3 教育・保育実習の意義 4 実習校(園、保育所、施設)への教員の訪問 5 教育・保育実習の単位認定 6 教育・保育実習の改善 7 教育委員会等との連携
	C 実践演習の実施	1 教職(保育)実践演習、観察実習の実施
	D 介護等体験の運営	1 オリエンテーション 2 介護等体験の意義 3 社会福祉施設・特別支援学校との連携 4 介護等体験の改善
	E 資格取得	1 資格取得支援 2 社会体育施設実習 3 教職ラーニングステーションの運営 4 教員免許状更新講習 5 情報公開

基準4 大学・短期大学の運営と経営

領域	項目	小項目
I 組織の管理運営	A 法人の管理運営	1 理事会の構成・機能・運営 2 監事の業務 3 評議員会の運営
	B 大学・短期大学の管理運営	1 大学・短期大学の運営 2 教授会の運営 3 各種委員会の設置と運営
	C ガバナンス	1 ガバナンス
	D 事務組織	1 事務の執行体制の適切性 2 SD活動
	E 教員組織	1 教員組織の適切性 2 FD活動
	F 人事管理	1 人事管理の適切性 2 教学部門と管理部門の連携
II 研究活動・支援	A 教員の研究活動	1 研究活動 2 研究成果
	B 研究助成活動	1 女子体育研究所の運営及び研究体制 2 研究助成
III 図書館	A 図書館	1 図書館の運営 2 資料の収集・整備 3 施設・設備各種スペース 4 職員の配置・研修
IV 健康管理センター	A 健康管理	1 センターの運営 2 学生、教職員の相談の機能 3 定期健康診断 4 応急処置等 5 施設・設備、医薬品等の管理 6 学内衛生、事故の防止等
V 財務	A 経営	1 経営 2 財務基盤と収支
	B 予算・決算	1 予算の編成 2 予算の執行・決算
	C 財務管理	1 財源の維持 2 財務状況の点検
VI 学修環境	A 校地・校舎・施設・設備	1 校地面積 2 施設・設備
	B 維持管理	1 施設設備等の維持管理
VII 大学と社会の連携	A 国際社会との連携	1 海外の大学等との連携・交流 2 海外からの指導者の招致 3 学生の海外留学・研修
	B 地域社会との連携	1 公開講座 2 地域への指導者の派遣 3 地域への実技の公開
	C 連携	1 後援会との連携 2 同窓会との連携
VIII 広報・広聴活動	A 広報活動	1 広報誌等 2 オープンキャンパス 3 学生募集活動 4 広報活動の媒体 5 広聴活動の機会

基準5 教育の質保証

領域	項目	小項目
I 改善・改革	A 自己点検・評価	1 自己点検・評価 2 学生第三者による評価 3 第三者による評価
	B 改善・改革	1 改善・改革のためのシステム
	C 事業計画	1 事業計画の点検
	D 将来計画の策定	1 将来計画の策定

Ⅲ 基準ごとの自己点検・評価

基準 1 使命・目的

I 教育理念、教育目的

領域	項目	小項目
I 教育理念、 教育目的	A 建学の精神・教育理念の 確立と教育目的の実現	1 建学の精神・教育理念 2 教育目的 3 教育目標 4 3つのポリシー

〔現状説明・令和 2 年度からの改善状況〕

I-A 建学の精神・教育理念の確立と教育目的の実現

1) 建学の精神・教育理念

本学の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、これは本学の実質的な創設者である藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。

令和 2 年度、建学の精神を尊重し、時代の流れと変化に即し、社会のニーズを踏まえ教育理念、教育目的、教育目標を一体的に形成するため見直しを行った。

教育理念については平成 21 年度改定し 3 つの視点で示していたが、令和 2 年度に、より具体的、明確に伝えることができるようにと検討を重ね、令和 3 年度から以下のとおりに改めた。

【教育理念（令和 3 年度から）】

「建学の精神に基づき、体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身につけ、運動文化伝承の担い手として、凜とした次世代のリーダーとなる人材を育成します」

2) 教育目的

教育目的については、創設以来継承してきた「保健体育」という文言を、時代とともに専門化、高度化する体育・スポーツ教育の重要性を強く示すため「体育・スポーツの専門的(実践的)な知識・技能」とし、グローバル化等、急激に変化していく社会に求められている人材の多様性を念頭に置き、時代を牽引する女性リーダーの養成を意味する「幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」とした。さらに単に能力の獲得にとどまらず、本学の建学の精神を象徴する人間性の獲得も含め「品格」という言葉を付け加えた。

令和 3 年度から教育理念を踏まえた教育目的として以下のとおりに改めた。

【教育目的（令和 3 年度から）】

・大学

本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

・短期大学

本学は、体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な

女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

3)教育目標

本学の教育目標は、大学、短期大学保健体育学科、短期大学児童教育学科ともに、「建学の精神である『心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成』を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします」と定めている。

教育目標についても令和3年度に、令和4年度入学生に向けて見直しを行った。学生の「行動目標」として分かりやすく、先に改正した3つのポリシーとの関連性、特にディプロマ・ポリシーにおける学習(修)成果3大別7細目を身に付けることを目標として、学びを「獲得する」という表現で示すことにした。令和4年度適用の教育目標は以下のとおりである。

【教育目標（令和4年度入学生から）】

・大学 体育学部 体育学科

- 1、一般教養及び体育・スポーツの専門教養を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
- 2、専門的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の獲得
- 3、教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短期大学 保健体育学科

- 1、一般教養及び体育・スポーツの専門知識・技能を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
- 2、体育・スポーツを通しての実践的な思考力、判断力、表現力の習得と、主体的、自律的な意欲や姿勢の獲得
- 3、教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・短期大学 児童教育学科

- 1、一般教養及びこどもの身体性の専門知識を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
- 2、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」による、実践的な思考力、判断力、表現力の獲得
- 3、教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

4)3つのポリシー

3つのポリシーについては建学の精神、教育理念を踏まえ、教育目的の人材育成を達成するため、学位授与に必要な能力を学修成果として、学科ごとディプロマ・ポリシーを3大別7細別に定めている。ディプロマ・ポリシーにおける学修成果を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、前述の2つのポリシー(方針)のもとに、受け入れる学生に求める能力をアドミッション・ポリシーとして定めている。

〔長所・特色〕

「多弁」と「巧言令色」を嫌い、「不言実行」を大義に、思慮深く高潔な人格形成を目指した藤村トヨが、学生と寝食を共にしながら実践してきた全人教育は、本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっており、健康の秘訣として、藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている。本学は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を使った体操遊戯を取り入れ、一世紀を超えて社会に貢献をしてきている。今後も本学は、知の伝承により優れた人材を育成し、創造的な研究に励み、もって教育研究の成果を還元していくことで社会に貢献していく。

〔取り組み上の課題と改善案〕

特になし

基準 2 学生

I 学生の受け入れ

領域	項目	小項目
I 学生の受け入れ	A 入学者選抜の方法	1 基本方針の策定 2 アドミッション・ポリシー、3つのポリシー 3 選抜選考の時期、方法及び運営
	B 学生の定数	1 学生の定数及び定数の充足状況
	C 選考に関する業務	1 募集要項の内容及び配布 2 試験問題作成と管理と選抜業務 3 合否判定と合格発表に係わる業務

〔現状説明・令和 2 年度からの改善状況〕

I-A 入学者選抜の方法

入学選考に関する基本方針は、本学の建学の精神・教育理念ならびにアドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な入学試験を実施するため、入学試験要綱の作成を入試委員会において審議し教授会で諮り決定している。令和 3 年度から入試委員会でアセスメントチェックを実施し、その結果の分析を踏まえ、入学者選抜の計画・充実に資するよう改善に努めている。

入学選考の日程については、「大学入学者選抜実施要領(文部科学省通知)」を踏まえ、出願者数の傾向に応じて日程を調整している。また、大学の行事等も鑑みた上で、入試委員会において審議し教授会で諮り決定した。

入学者選考の方法としては、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・共通テスト利用選抜(大学のみ)と、4 種類(短期大学は 3 種類)の選抜試験を実施している。総合型選抜と学校推薦型選抜では面接試験(一部小論文)、一般選抜と共通テスト利用選抜では学力(筆記)試験を課し、学力の 3 要素も踏まえ、多面的・総合的に合否を決している。

令和 4 年度入試(令和 3 年度実施)では、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン面接を導入した。また、総合型選抜 I 期に、新たに「スポーツ(探究)」の区分を設け、一般選抜試験の実施回数は 2 回に戻した。その他、学校推薦型の「指定校」「スポーツ」区分で、面接員を 3 名から 2 名に減らす等、細かい運用上の見直しを行った。

入試の実施にあたっては、試験ごとに適切な人員配置(問題作成委員、採点員、面接員等)を割り付け、教授会において周知した。さらに入試委員や入試業務担当者に、試験実施要項や面接ハンドブックを配布するなど、入試業務の周知徹底が図られている。

I-B 学生の定数

入学定数については、入試委員会において入試結果分析により検証・審議し、翌年度の入学定数を検討している。令和 4 年度(令和 3 年度実施)入試では、児童教育学科の募集人員の見直し(100→80 名)を図った。

年度末には、当年度の入試結果とともに経年の入学者数の状況変化等を理事会・教授会に報告している。

I-C 選考に関する業務

学生募集要項は、志願者にとって分かりやすい内容・表現・構成等を検討し、公表においては冊子及び本学ホームページで行っている。また、簡易版の入学試験案内を作成し、入試の概要を分かりやすくする工夫を行っている。

試験問題は、学長が入試問題作成委員を委嘱し、大学・短期大学所属の専任教員が適切に作成している。試験問題は、入試部長のもと入試課の金庫において厳重に管理している。

令和4年度入試(令和3年度実施)では、面接の評定を5段階から4段階に変更し、また学力の3要素をより明確に評価の観点に取り込むため、評定用シート(様式)の仕様を変更するなどの工夫を行った。

合否判定は入試委員会が判定原案を作成し、入試判定教授会で審議し決定している。判定や合格発表等の作業にあたっては、作業員(入試委員・入試課職員)が読み合わせを行い、ダブルチェック体制を厳格化するなど、ミスのないように努めている。

〔長所・特色〕

入学者選抜は、毎年作成している「入学試験要綱」に沿って実施している。入学試験要綱の作成にあたっては、前年までの状況や課題を踏まえ、入試委員会で改正の骨子をまとめ、理事会・教授会に諮った上で、毎年見直しを図っている。

総合型選抜では、「一般」「スポーツ」「特別」の3区分を設け、さらに「スポーツ」のもとに「アスリート」「探究」、「特別」のもとに「卒業生子女」「社会人アスリート」「帰国子女」「留学生」と、より細かい小区分を設けている。いずれも出願書類審査と試験日の面接(20分)により合否を判定している。(場合により運動競技歴書も必要)

学校推薦型選抜では、「公募」「指定校」「スポーツ」の3区分を設けている。出願書類審査と試験日の面接(6分)により合否を判定している。「公募」の場合は、小論文試験と運動競技歴(児童教育学科除く)も必要)

一般選抜では、「国語」と「英語」の筆記試験(大学は2科目、短期大学は1科目選択)と運動競技歴換算点(児童教育学科除く)により合否を判定している。

共通テスト利用選抜(大学のみ)では、共通テストにおける「国語」(必須)と「英語」または「数学」(選択)の2科目の筆記試験に運動競技歴換算点を加算した合計点により合否を判定している。

これらの多様でそれぞれ特徴的な選抜試験を実施することにより、受験生の選択の幅を広げ、受験機会の充実に努めている。また、ろう学校の生徒の受験に対しては、手話通訳を依頼する等、障がいのある受験生に対しても種々の配慮を行うなど、多様な学生の受け入れに関する配慮を行っている。優秀な学生を確保するための方策としては、平成31年度入試からスカラシップ制度を導入している。

令和3年度入試(令和2年度実施)から導入したWeb出願システムは、修正・改善をしながら運用しており、受験生の出願の利便性を高めるだけでなく、提出書類の不備の軽減などに役立っている。

入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会の教員・入試課の職員だけでなく、ほぼすべての専任教職員の協力を得ながら、全学的に総力を挙げて実施している。大学入試センター実施の共通テストの当日業務については、共同実施の亜細亜大学に教職員が出向いて

監督業務等を実施している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

入学者全体に対する試験区分ごとの入学者数の割合を見ると、総合型Ⅰ期と学校推薦型の比重が非常に大きくなっている。また、2回実施に戻した一般選抜については、受験者が極端に少ないため入学者確保につながっていない。過去の実績を踏まえ、試験の時期や回数、試験ごとの入学予定者数については、随時適切な見直しを図る。

オンライン面接については、当初は新型コロナウイルス感染症対策として導入したが、特に遠方からの受験生の負担を軽減するメリットもあり、受験生の受験機会を増やしている。今後のウィズコロナ、アフターコロナにおいても有効な受験方法として、さらなる充実が求められる。

令和4年度入試(令和3年度実施)で総合型選抜Ⅰ期に新設した受験区分「スポーツ(探究)」は、一定の需要が認められたので、今後は、総合型選抜Ⅱ期・Ⅲ期にも機会の拡充を検討する。また、長く試験区分の名称として使用してきた「卒業生子女」「帰国子女」については、名称変更を検討する。

Ⅱ 学生支援

領域	項目	小項目
Ⅱ 学生支援	A 学生支援	1 学力保障 2 各種奨学金 3 授業料の延納・分納 4 学生相談の機能 5 中途退学者・長期欠席者への対策 6 学内風紀の維持、事故の防止、及び美化 7 通学指導・自転車の管理 8 傷害見舞金の給付 9 学生生活の援助 10 学生食堂の運営 11 学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握 12 後援会・藤栄会との連携・協力
	B 学生寮の管理・運営	1 寮生の決定 2 寮生の生活指導・管理 3 寮舎及び施設の安全・保守管理 4 調理室等の衛星管理
	C 学友会及びクラブ活動の指導・援助	1 学友会組織の指導・援助 2 学友会活動の指導・援助 3 クラブの総数と内訳(種類別等) 4 クラブ所属人員 5 学友会での位置づけ 6 教育課程との関連 7 課外活動の評価 8 課外活動用施設 9 クラブ指導者 10 クラブ補助金 11 学生の海外遠征

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

Ⅱ-A 学生支援

1) 各種奨学金

本学では、各種奨学金は、日本学生支援機構の手続き・申し込みは UNIVERSAL PASSPORT 等を利用し周知徹底し給付、貸与を受けられるようオリエンテーションを行っている。

また、本学独自の奨学金は6種類設けており、建学の精神に基づき、学習や競技活動等に真摯に取り組み、優れた資質を有する学生に支給している。

2) 学生支援

学生支援は多岐に渡り行っている。新型コロナウイルス感染症等による保護者の所得の減少など金銭面の学生支援は、分納・延納をはじめ、学生個人の状況によって、日本学生支援機構の奨学金や本学独自の奨学金の申請方法を説明するなど安心して学生生活を続けられるよう配慮している。

コロナ禍による精神面の学生支援は、相談箱、オフィスアワー、本学教員が担当する学生相談、臨床心理士が担当する相談ばかりでなく、令和2年度から外部の24時間電話相談サービスを開始し、学生及び保護者までが、いつでもどこからでも専門のカウンセラーに電話やメールで相談できる体制を整えている。相談件数は、7名となっている。

相談箱に寄せられた施設・設備に関する意見、学生生活等に関する様々な意見は学生課、学生委員会で確認し、該当部署にフィードバックされている。

本学には後援会が主催する保護者懇談会が日本全国の各支部で行われており、担当教員が事前に該当学生の学習状況等を面談により把握した上で、保護者と個人面談を行い相談や指導、助言を行っている。

来年度は、外部の24時間電話相談サービスの周知方法を工夫し、利用しやすくなるようにしたい。

Ⅱ-B 学生寮の管理・運営

ふじ寮には寮監2名、寮生指導員2名を配置して、生活指導・管理を行っている。寮生指導員2名、寮監2名は、学生委員会の中から学長が委嘱される。全寮生によるイベントは、年3回(新入生歓迎会・七夕祭・クリスマス会)開催し、寮生同士の親睦を深める機会としており、学生委員及び学生課職員も参加しているが令和2年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し実施できなかった。

避難訓練は、新型コロナウイルス感染症対策により実施できなかったが、消防庁のホームページを利用して避難訓練の代わりに実施した。

Ⅱ-C 学友会及びクラブ活動の指導・援助

学友会の指導は、学生委員会があたっている。各クラブは学友会のもとに位置づけられており、クラブ補助金は、学友会が支給している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し、実施できなかったが、学友会はフレッシュウイークに「クラブ紹介」を実施し、新入生のクラブ加入率が上がるよう実施している。

本学のクラブ活動状況は、令和3年度競技スポーツ系26、レクリエーション系6、芸術・文化・社会系4、サークル2、活動承認クラブ9のクラブ総数47で加入者1,000人、加入率63.7%になっている。

〔長所・特色〕

Ⅱ-A 学生支援

金銭的な学生支援として、奨学金のオリエンテーションは欠席者に対しても、別途オリエンテーションの日程を設ける、学生課の窓口で説明を行うなど、厚くサポートしている。

学生支援体制として、相談箱、本学教員のほか、臨床心理士が担当する相談、外部の24時間電話相談サービスと充実した相談体制を整えている。

Ⅱ-B 学生寮の管理・運営

新型コロナウイルス感染症の指導は、寮監、寮生指導員が徹底して対策しており、陽性者発生の際には、寮生指導員が関係各所に連絡を取り、隔離先のホテルを確保するなど対応をしている。

緊急災害時に備え、備蓄食料も用意している。管財課が管理しており消費期限を確認し、期限前に入れ替えをしている。

全寮生によるイベントを令和3年度は実施し、寮生同士の親睦を深める機会としたい。

Ⅱ-C 学友会及びクラブ活動の指導・援助

クラブ活動の成績は、学園内で掲示するとともにホームページにも掲載している。保護者には後援会発行の『学園便り』に各クラブの活動状況を掲載し広く周知している。

課外活動用施設は、令和3年度藤村スポーツセンター竣工により練習場所を拡充し、クラブ整備費でクラブの備品、消耗品を購入しクラブ活動の活性化を図った。

〔取り組み上の課題と改善案〕

Ⅱ-A 学生支援

1) 各種奨学金

来年度は、さらに各奨学金の周知・申請期間を増やしたい。

2) 学生支援

来年度は、外部の24時間電話相談サービスの周知方法を工夫し、利用しやすくなるようにしたい。

Ⅱ-B 学生寮の管理・運営

次年度は、避難経路の確認も含め避難訓練を実施したい。

Ⅱ-C 学友会及びクラブ活動の指導・援助

来年度は、さらにクラブ加入率が上がるようにクラブ紹介を実施したい。

Ⅲ キャリア支援

領域	項目	小項目
Ⅲ キャリア支援	A キャリア支援	1 就職支援 2 資格取得支援 3 進路指導 4 後援会・藤栄会との連携・協力 5 学生の海外留学・研修

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

Ⅲ-A キャリア支援

1) 就職支援

キャリア支援委員会がキャリア支援課と連携し、学年別の年間計画を作成し、キャリア支援に取り組んでいる。また、令和3年度から「個別面談」を学年別に時期を変え実施している。面談で得た情報はキャリア支援課内で共有し、その後の就職支援に生かしている。特に、教職課や教職ラーニングステーションとは、就職・資格取得に関して連携を深め、キャリア支援課と教職ラーニングステーションを学生がそれぞれ利用できるよう、情報を共有しながら協力体制にてキャリア支援している。

障がいのある学生に対しても同様に、個別面談・面接練習や外部講師による就職ガイダンス実施など支援している。

2) 資格取得支援

資格取得についても年間スケジュールをもとに、資格取得に特化したガイダンスを、学生が参加しやすい昼休みに実施し、学生がどのような情報を求めているかを調査、学生の要望に対応している。

また、本学ホームページへ「資格の手引き」を掲載し情報提供を行っている。さらに、学生のニーズにあわせ、「秘書検定(2級)講座」「健康運動実践指導者・健康運動指導士対策講座」等を学内にて実施している。

*「日赤救急法講習会」、「日赤水上安全法講習会」は新型コロナウイルス感染症に伴い令和3年度も開催中止

3) 進路指導

就職活動に対して自己分析・面接対策・応募書類作成の指導やメンタルのケアを行う「キャリアカウンセラー」を週3～5日、カウンセリングコーナーを設けて学生対応を行っている。

年間計画をもとに4月実施のフレッシュウイークより、学年・学科別に就職活動について注意事項の確認と年間スケジュールなど指導を行っている。

また、インターンシップ(職業体験)についても、本学では平成29年度から単位化され、15時間の実習を含め、職業意識の向上を目指した学びを行っている。また、「公務員対策講座」・「SPI対策講座」を開講し就職活動の支援を行っている。その他として「学内企業説明会」「内定者報告会」等、学生にとって身近な体験が聞ける機会を設けている。「学内企業説明会」では、卒業生の話が聞けるように、企業に本学卒業生の派遣を依頼している。

それぞれ授業・講座を収録し、低学年含め幅広く情報提供している。

学生の進路希望の状況把握のため、個別面談を実施し確認するとともに、「卒業生アンケート」も実施し、進路状況確認をしている。

キャリア支援の充実及び就職先確保のため、令和元年9月から、「就職先インタビュー調査」を行っている。また、毎年3月1日就職活動解禁前後に「企業・体育施設等懇談会*」を開催し、企業や体育施設の採用担当・役員、就職した卒業生の活躍状況や社会に求められる人材などについて、意見交換を行っている。*令和3年度は新型コロナウイルス感染症に伴い中止。

そこで出された意見は、教育の質保証委員会に報告し、ディプロマ・ポリシーに揚げた能力が身に付いているか、また、今後どのように指導していくかを検討、教職員の知識向上・キャリア支援課の指導充実に役立てている。

次年度の進路指導の改善を目的に、キャリア支援課にて実施しているガイダンス、対策講座にて「参加者アンケート」を実施、また、個別面談で得た情報も参考に振り返りを実施している。

4) 後援会・藤栄会との連携・協力

毎年の就職状況やキャリア支援課の取り組みなどを連絡し共有している。

5) 学生の海外留学・研修

学生より希望・相談があった場合は、状況を確認し、教務課への相談を案内するようにしている。

〔長所・特色〕

学年別に実施している「個別面談」は、早い時期から就職について意識することができ、キャリアカウンセリングの利用や就職対策講座・ガイダンス参加へつなぐことができた。また、教員希望の学生の情報・質問等を教職課、ラーニングステーションと共有できていることが挙げられる。

インターンシップ授業については、大学2年生の履修者が増えている。これにより、教員を目指す学生も採用試験対策が本格的になる前に企業を知ることができるため、採用試験結果後に進路変更をする場合でも、慌てることなく就職活動ができることとなる。

教育職員免許状の資格取得に対しても、教職課、教職ラーニングステーションの支援体制強化により大学、保健体育学科、児童教育学科において免許状の取得率が伸びた。

〔取り組み上の課題と改善案〕

インターンシップについて、実習確保が新型コロナウイルス感染症に伴い難しく課題となっている。現在はキャリア支援委員会にて協議検討し、オンラインインターンシップも含む2社へ参加することで15時間以上の実習参加と同等と見なすこととしている。

また、令和3年度の教育職員免許状資格取得率は伸びたが現役学生の採用試験合格にはつながらなかった。資格取得に関する手厚い支援は従来どおり実施し、その上で各種対策講座の充実を図り現役学生の教員採用試験合格者の増加につなげたい。そのためには説明会等のガイダンスを増やし学生にPRする機会を増やしていく予定である。

基準 3 教育課程

I 教育課程

領域	項目	小項目
I 教育課程	A 教育課程の編成	1 学科の理念・目的 2 理念・目的と教育課程 3 3つのポリシー 4 教育課程の編成 5 教育課程の内容
	B 教育課程の運営	1 教育課程の運営の改善・充実 2 科目の選択状況 3 時間割の編成 4 留学生の受け入れ 5 研究生・委託生等の受け入れ

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

I-A 教育課程の編成、B 教育課程の運営

本学の教育目的は、令和2年度まで創設当時の教育目的を継承してきたが、半世紀以上の時代の変化から、教育目的の文言を新たな時代に向けて、令和3年度に学則第1条である教育目的を変更した。この変更によって、すでに公表しているディプロマ・ポリシーの趣旨がより分かりやすく、整合性が得られるようになった。

教育目的を踏まえた、女子体育指導者の養成と社会に貢献できる人材の育成を目的とする教育課程は、教養科目と専門科目で編成している。大学は3年次からは専攻別コースに分かれ、ゼミナールも3分野から選択し専門的な研究につなげている。

本学の教育課程は学則別表に配置されており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

令和3年度に大学と短期大学の教養科目において科目名称の変更や、保健体育学科の専門科目の1科目を上級学年への学びにつなげるため2科目に分割した。

時間割は、各学科の教育課程を踏まえ学習成果が得られるよう教室・体育施設等の施設条件や教員の研修日等を配慮して編成している。授業科目等の組み合わせ・配置、クラス編成については、実態に即した基準を設け、安全に授業運営が行えるよう柔軟に対応している。後期からは藤村スポーツセンターが竣工したため、授業配置を変更し施設条件は充実した。

令和3年度留学生は1名在籍しているが研究生・委託生の受け入れはなかった。

〔長所・特色〕

令和3年度もコロナ禍での教育課程の運営であったが、原則面接授業を行い、施設や科目特性により面接授業の実施が難しい場合は分散授業や遠隔授業を併用して行った。定期試験も前後期面接で実施することができ、各学科の授業運営を終了することができた。

〔取り組み上の課題と改善案〕

今後は、新高等学校学習指導要領で学ぶ令和7年度入学生を視野に、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を一層高められるように、新たなカリキュラム編成を行う。

令和7年度に向けたカリキュラムの編成については、体育学部及び保健体育学科の平成27年度カリキュラム、児童教育学科の令和2年度カリキュラムの検証を行い、特に社会の要請に応えられる教養科目、専門科目の策定、専攻コース、ゼミナールなどについて検討していく。

上記については、まず体育学部の令和5年度入学生対象カリキュラムに、「教職体育学専攻コース」を新設して4つの専攻コースに変更することを決定した。また、児童教育学科においては、保健体育学科の体育専門科目を他学科履修できる体制について決定した。

II-1 教育指導(授業内容及び単位)

領域	項目	小項目
II-1 教育指導(授業内容及び単位)	A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1 授業時数の確保 2 授業計画(シラバス)に基づく授業の実施 3 授業計画・方法の改善 4 学習及び授業の支援
	B 単位認定・卒業・修了認定	1 単位認定の基準 2 単位認定の方法 3 単位非認定の措置 4 編入学等における履修単位等の取扱い 5 卒業・修了認定の基準 6 3つのポリシー
	C 互換	1 単位互換の取扱い

[現状説明・令和2年度からの改善状況]

II-1-A 授業内容・教育方法の工夫・改善、B 単位認定・卒業・終了認定、C 互換

本学の教育課程には実技、演習科目が多く、カリキュラム・ポリシーに示す「教育方法」の授業展開は、講義、演習、実技、実習等を複合的に行っている。そのため、学生同士が教え合い相互に学び合う協同学習の授業形態を多く取り入れている。

令和3年度は1校時100分を14週で行い授業時数を確保している。シラバスには、科目名をはじめ、科目ナンバリング、授業の概要、授業の到達目標(ディプロマ・ポリシーで目指す資質・能力)、授業計画、評価方法・基準、教科書・参考書、事前・事後学習及び学習時間等を記載し計画どおりに実施している。この記載については、「令和4年度シラバス作成ガイドライン」を作成し内容の改善を行った。

単位認定基準は学則第7章課程の履修及び単位の授与、さらに「授業科目の履修等に関する内規」に明記している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定は、本学での修得のほか、他大学等や大学以外の教育施設、入学前の既修得単位も含まれている。これらの既修得単位については、成績評価基準の中に新たに「認定」と明記し、学則及び関連規程について改善を図った。

また、特殊な事情を抱える学生には、成績評価基準とは別に、授業担当教員がその科目の成績評価を翌年度に繰り越すことができる「保留」の扱いをしてきたが、保留期間について「翌年度」から「次学期」に改善し成績の厳格化を図った。

[長所・特色]

体育大学の特性である実技授業ではグループワークを取り入れ、学生相互に協力し、教

え合い学び合いながら技術の獲得や指導力の向上につなげている。実技科目における聴覚に障がいのある学生の対応については、ノートテイクを配置しないで、学生同士の教え合い学び合う姿勢で実施し教育効果を上げている。

前期・後期オリエンテーションや授業ガイダンスを実施し学習支援を行っている。シラバスは、UNIVERSAL PASSPORT で公開し、本学ホームページからも閲覧することができる。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症防止のため、ディスカッションやグループワークなどは十分に行えていないが、一方で、遠隔授業の実施はICTを活用したプレゼンテーションや課題解決学習が増え、新たに効果的な教授法の一つとなっている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業を併用して行った。「遠隔授業における基本方針」のほか、「体育実技に関するガイドライン」を教務委員会で策定し、令和3年9月に再度見直しを図った。特に体育大学の専門実技授業は遠隔授業ですべて対応することは難しく、ガイドラインに沿って面接授業を展開している。また、講義授業は教室収容人数の3分の1程度として、教室を変更することによって多くの授業で面接授業を実施することができた。

令和4年度の授業は1校時90分を15週で行い、遠隔授業の新しい教授法を生かした14回の面接授業と1回の遠隔授業で展開する。

II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)

領域	項目	小項目
II-2 教育指導(教育実習及び資格取得)	A 学修目標	1 達成計画の策定 2 達成状況の把握 3 達成計画の見直し
	B 教育(保育)実習の運営	1 実習校(園、保育所、施設)の決定 2 事前・事後の指導 3 教育・保育実習の意義 4 実習校(園、保育所、施設)への教員の訪問 5 教育・保育実習の単位認定 6 教育・保育実習の改善 7 教育委員会等との連携
	C 実践演習の実施	1 教職(保育)実践演習、観察実習の実施
	D 介護等体験の運営	1 オリエンテーション 2 介護等体験の意義 3 社会福祉施設・特別支援学校との連携 4 介護等体験の改善
	E 資格取得	1 資格取得支援 2 社会体育施設実習 3 教職ラーニングステーションの運営 4 教員免許状更新講習 5 情報公開

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

II-2-A 学習目標

教職センターでは、本学の教育目的にある「女子体育指導者の育成」のもとに、事業計画を組み立てている。これにより教員及び保育士の資格取得希望者に対するきめ細かな学生

対応を実施している。

その成果として大学、保健体育学科、児童教育学科において教育職員免許状の取得率が伸びた。

【令和3年度教育職員免許状・保育士資格取得率】

・大 学 中学校・高等学校Ⅰ種免許状	取得率 85.7% (前年 75.9%)
・保健体育学科 中学校Ⅱ種免許状	取得率 33.3% (前年 19.4%)
・児童教育学科 幼稚園Ⅱ種・保育士資格(同時取得)	取得率 76.1% (前年 72.4%)
小学校Ⅱ種・幼稚園Ⅱ種(同時取得)	取得率 57.1% (前年 37.5%)

Ⅱ-2-B 教育(保育)実習の運営

教育実習及び保育実習の実施にあたっては、入念な事前指導を心掛けるとともに、支援の必要な学生には個別指導を実施しサポートを行った。また、教職課と教育実習及び保育実習指導教員との連絡を密に行った。

保育実習Ⅰ(保育・施設)に関しては、コロナ禍により実地での実習が困難と判断し、学内で「代替プログラム(学内演習)」により実施した。実施に際し、学外保育所及び施設から講師を招き、学内においても学生が十分な実習体験となるよう考慮した。また、感染対策にも十分な対策を講じた。

Ⅱ-2-C 実践演習の実施

「教職実践演習」及び「保育・教職実践演習」のシラバスの構築において、担当教員が前年度の実施内容・実績等を基に検討を重ね作成している。

「教職実践演習」では、都立高等学校教員や東京都及び近隣県の教育委員会から講師を招聘(東京都、三郷市、横須賀市)するほか、学外の多様な人材を活用し授業内容の充実を図った。「保育・教職実践演習」においても、保育所及び幼稚園から複数の講師を招聘し、学内教員の指導とあわせた充実したシラバスで実施した。

また、教員志望者に対し年2回(9月、2月)実施している「教師力養成講座(観察実習)」は、国立市の小学校を中心に実施し、遠方の学生に対しては狛江市や23区内の小学校にも依頼して、多くの学生が参加しやすいよう工夫した。

Ⅱ-2-D 介護等体験の運営

介護等体験の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により「社会福祉施設」での体験が中止となり、文部科学省による特例的介護等体験代替措置のプログラムで実施した。なお、「特別支援学校」での体験については、中止となった特別支援学校配属の学生に対し、「国立市教育委員会」と連携を取り特別支援学校の代替として国立市内小学校の特別支援学級で実施できるようにした。

Ⅱ-2-E 資格取得

教育職員免許状取得及び保育士資格取得に向けた説明会及び対策講座を開催する際は、キャリア支援課と連携を密にし、就職対策講座とスケジュールがぶつからないよう日程調整を行った。また、公務員志望者や一般企業のSPI試験受験者等についても教職ラーニン

グステーションを利用できるようキャリア支援課と連携を進めた。

「教員免許状更新講習」は、新型コロナウイルス感染症の蔓延する中で十分な感染対策を講じて8月1日(日)から8月12日(木)の間で開催し無事終了した。

なお、「社会体育施設実習」に関しては、キャリア支援課で担当しているが、ここ数年希望者がなく実施されていない。

教育免許法施行規則第22条の6に基づいての情報公開は、本学ホームページに「教員養成の理念・教育目標」、「教員情報」(経歴、業績等)、「シラバス」(年間の授業内容等)等を掲載するとともに、教員免許の取得状況、就職状況、教育支援内容(教員志望者への各種対策講座等)を掲載している。

〔長所・特色〕

- ・本学の教育職員免許取得率は従来から高く、令和3年度はさらに取得率が上がり大学においては中学校・高等学校一種免許状の取得率が85.7%となった。また、短期大学でも保健体育学科、児童教育学科において中学校、小学校、幼稚園の教育職員免許状及び保育士資格の取得率が上がった。その反面、現役学生の合格率が低迷した。
- ・「国立市教育委員会」等との連携をより一層密にし、従来どおりの「教師力養成講座(観察実習)」の実施だけでなく、介護等体験の代替実施においても協力体制が構築された。
- ・「教職ラーニングステーションに関するアンケート」(令和3年11月教職センター実施)では、教職ラーニングステーションを利用した学生のうち、アドバイスが適切であったと回答している割合が89.4%となっている。また、公立学校教員採用試験1次合格者(22名)のうち教職ラーニングステーション利用者(20名)の割合が90%であった。学習環境について適していると肯定的に回答している割合も71.2%であった。

〔取り組み上の課題と改善案〕

本学の場合、教育職員免許状及び保育士資格取得率は高いが、実際は卒業後に教職に就く(特に中高体育教員)学生が多い。したがって、現役での教員採用試験の合格者数(特に中高体育教員)を増やすことが目下の課題である。

本学の学生は、部活動を通して心身を鍛え、コミュニケーション能力を養い教員に向いている学生が多い。部活動への参加の有無など、個々の学生の状況にあわせた指導を工夫することで、現役学生の教員採用試験合格者数を増やすべく、学生の修学環境の充実と学習支援を強化したい。教職への意欲の高い学生への継続した質の高い指導を工夫することが重要であると考えます。

教育・保育実習において、教員の実習校(園、保育所、施設)訪問は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のため訪問成果が十分ではなかった。この点は今後の課題とし自己点検・評価の内容も含めて教員養成の改善・充実に生かしたい。また、介護等体験についても体験先へのヒアリング等を踏まえて同様に改善・充実に生かしたい。

現状では、教職ラーニングステーションの利用者は、大学3・4年生で86.4%を占めており、下級生や短期大学生の利用が少ない。限られたスペースで上級生の多い状況が、下級生や短期大学生の利用をためらわせているケースも散見された。今後、隣室の232教室まで拡張できれば、より多くの学生が低学年のうちから利用できるものと思われる。

学習支援においては、まず、2年生以上の学生に教職に関する意識調査を実施し、学生の実態を把握していきたい。その上で、例えば、現状の「教養対策講座」に早い時期から参加できるよう、チラシ、ポスター等を通じて周知するなど、教職への意欲のある学生の「教員採用試験対策講座」への参加を促していきたい。また、児童教育学科において、公立の保育所、幼稚園の合格者を増やす等の対策も講じていきたい。

なお、これまで教員採用試験の合格実績の公表が、公立学校のデータのみだったが、今後は私立学校の採用状況についても調査し公表できるよう検討したい。

これらの課題解決に向けて、教職ラーニングステーション主催の説明会・講習会を開催するなど、学生の教職に対するモチベーションを高める取り組みを考えていきたい。

教育免許法施行規則第22条の6に基づいての情報公開では、従来の内容に加えて詳細な情報を掲載し懇切な内容を心掛けたい。さらに教員志望者の学習計画の指針となるよう、教職への支援体制、各種対策講座等の実施状況、教職ラーニングステーションの支援内容等についても詳細な資料の掲載を心掛ける。

基準 4 大学・短期大学の運営と経営

I 組織の管理運営

領域	項目	小項目
I 組織の管理運営	A 法人の管理運営	1 理事会の構成・機能・運営 2 監事の業務 3 評議員会の運営
	B 大学・短期大学の管理運営	1 大学・短期大学の運営 2 教授会の運営 3 各種委員会の設置と運営
	C ガバナンス	1 ガバナンス
	D 事務組織	1 事務の執行体制の適切性 2 SD活動
	E 教員組織	1 教員組織の適切性 2 FD活動
	F 人事管理	1 人事管理の適切性 2 教学部門と管理部門の連携

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

I-A 法人の管理運営

1) 理事会の構成・機能・運営

本学では、学校法人藤村学園寄附行為第6条第1項に、役員の数数を「理事9人、監事2人」と規定しており、令和3年5月1日現在、理事、監事とも定数を充足している。また、寄附行為では、第17条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会を法人業務の最高議決機関として位置づけている。理事会は、大学(短期大学)の目的である「体育・スポーツの専門的(実践的)な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」ことを達成するために必要な経営上の措置について意思決定を行い、大学・短期大学の適切な運営に努めている。理事会の決定事項は、学校法人藤村学園理事会業務委任規則第2条に以下のとおり定めている。

【表 学校法人藤村学園理事会業務委任規則 第2条】

(理事会の決定事項)

第2条 理事会は学園の業務について、次の各号に関する事項を決定する。

- 一. 学園が設置する大学の管理・運営に関する基本方針
- 二. 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任
- 三. 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項
- 四. 決算の承認
- 五. 寄附行為の変更
- 六. 合併及び解散
- 七. 収益事業に関する重要事項
- 八. 学則及び教授会規程の制定及び変更
- 九. その他理事会の定める規程の制定及び変更
- 十. 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項

理事会は、寄附行為第 17 条に基づき、原則として毎月 1 回開催している。毎年 3 月の理事会においては、寄附行為第 33 条により、翌年度の予算及び事業計画に係る重要事項が審議される。5 月の理事会においては、前年度の事業報告及び決算に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。

理事会の開催については、寄附行為第 17 条第 10 項に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定し、また、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。」と規定しており、意思決定のプロセスについても適切に規定し、運営されている。また、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないとして理事代表権を制限している。

理事長は、寄附行為第 22 条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等、重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。また、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の法令を遵守しており、また、法改正等に対しても適切に対応している。

理事の選任については、寄附行為第 7 条に次のとおり規定している。

【表 寄附行為 第 7 条】

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一. 学長
- 二. 評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人
- 三. 学識経験者(学長又は評議員であるものを除く。)のうち理事会において選任された者 5 人

令和 3 年 5 月 1 日現在、理事は 9 人であり、理事会の出席状況は良好である。また、やむを得ず理事会に出席できない場合は、必ず委任状を提出し、その意思を明確に表している。さらに、本学は、寄附行為第 45 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24 年 4 月に常任理事会を設置し、毎週水曜日に会議を開催している。常任理事会の構成員は、理事長及び寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号(学長)及び第 2 号(評議員から選任)に定める理事とし、理事長が必要と認める場合には、理事会の承認を得て、同第 3 号(学識経験者)に定める理事のうちから、期間を定めて、常任理事を指名することができるとしている。理事長は常任理事会を招集し、その議長となり、議事を総括する。常任理事会は次の事項を所掌し、理事会の付託に応じており、理事会の意思決定が適切に行われる体制が整備されている。常任理事会の運営等については、学校法人藤村学園常任理事会規程の定めるところによる。

【表 学校法人藤村学園常任理事会規程 第4条】

(常任理事会の所掌事項)

第4条 常任理事会は、以下に定める事項を所掌する。

- (1) 理事会の審議事項、報告事項及びその他の議題の整理
- (2) 理事会から委任された事項の執行

以上のことから、本学においては、使命・目的に向けて意思決定ができる体制が整備され、適切に機能しており、理事の選任及び事業計画の執行等、理事会の運営は適切に行われている。

2)監事の業務

監事は、学校法人の法定の監査機関として機能している。監事の選任は、寄附行為第8条の定めるところにより、「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定され、選任は適切に行われており、学外の者2名(定数2)がその任にあたっている。監事は、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより、理事会、評議員会に出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、学校法人藤村学園監事監査要綱に則り監査を行い、監査報告書を作成して当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

3)評議員会の運営

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催されており、理事長からの予算及び事業計画、決算報告及び事業報告や理事会の諮問に答えて、理事会の諮問機関として適切に機能している。寄附行為第20条により評議員の定数は19人と規定しており、同第6条で規定する理事定数9人の2倍を超える数となっている。選任区分は、寄附行為第24条により、第1号評議員「この法人のうちから理事会において選任された者9人」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任された者4人」、第3号評議員「学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任された者6人」と規定している。令和3年5月現在、評議員会は、19人の評議員をもって組織しており(学校法人藤村学園 役員・評議員名簿)、評議員の評議員会への出席状況は適切である。また、私立学校法第42条の規定に従い、次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととし、寄附行為第22条に以下のとおり諮問事項を定めている。これらのことから、評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われている。

【表 寄附行為 第22条】

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一. 予算及び事業計画
- 二. 事業に関する中期的な計画
- 三. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- 五. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六. 寄附行為の変更
- 七. 合併
- 八. 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九. 収益事業に関する重要事項
- 十. 寄附金品の募集に関する事項
- 十一. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

I-B 大学・短期大学の管理運営

1) 大学・短期大学の運営

大学・短期大学の運営の要である教学マネジメントにおいて、学長は、実質的な創始者である藤村トヨの女性観、教育観により確立した建学の精神に基づき、教育理念、教育目的を明確にし、本学の教育力の向上と充実に向けて日々努力している。また、学長は、学則に定める学生の退学、停学及び訓告の処分について、懲戒の手続きを定めた学生懲戒規程を制定し、令和4年度から適用する。

学長は、教授会審議の特例として、緊急その他やむを得ない事由等により教授会を開催する必要があると認めたときは、書面または電子メール等により議事を開き議決することができるように令和3年4月1日付けで教授会規程を改正し、教授会の弾力的な運用と審議決定の迅速化に大きく貢献している。

学長は教学マネジメントにおける最高責任者として、教員2名からなる学長補佐と協議し、また、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長との間に、重要事項を協議するために部館所長会を開催する等、緊密に連絡を取って情報の共有化を図っており、本学教職員を統督し、そのリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

2) 教授会の運営

教授会は、東京女子体育大学学則第12条及び第13条、東京女子体育短期大学学則第10条及び第11条に基づいて定められており、教授会規程第6条(審議事項等)において、教育課程、学生の入学・卒業の認定、教員の教育・研究業績に関する事項等の教育研究に関する重要事項について審議することを規定している。学長は教授会の議長となって教員の意見を聴取し、使命・目的の達成のため適切に運営している。教授会は、原則として毎月第一水曜日を定例教授会開催日としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表に組み込んでいる。教授会は、組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、有効に機能している。

学長は、教授会の開催日以前に、構成員である全教員と課長職以上の事務職員に対し、議題等の資料を配付して事前に周知しておくことで学内の共通理解を図り、会議を円滑に進行することができるように配慮しており、教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知している。

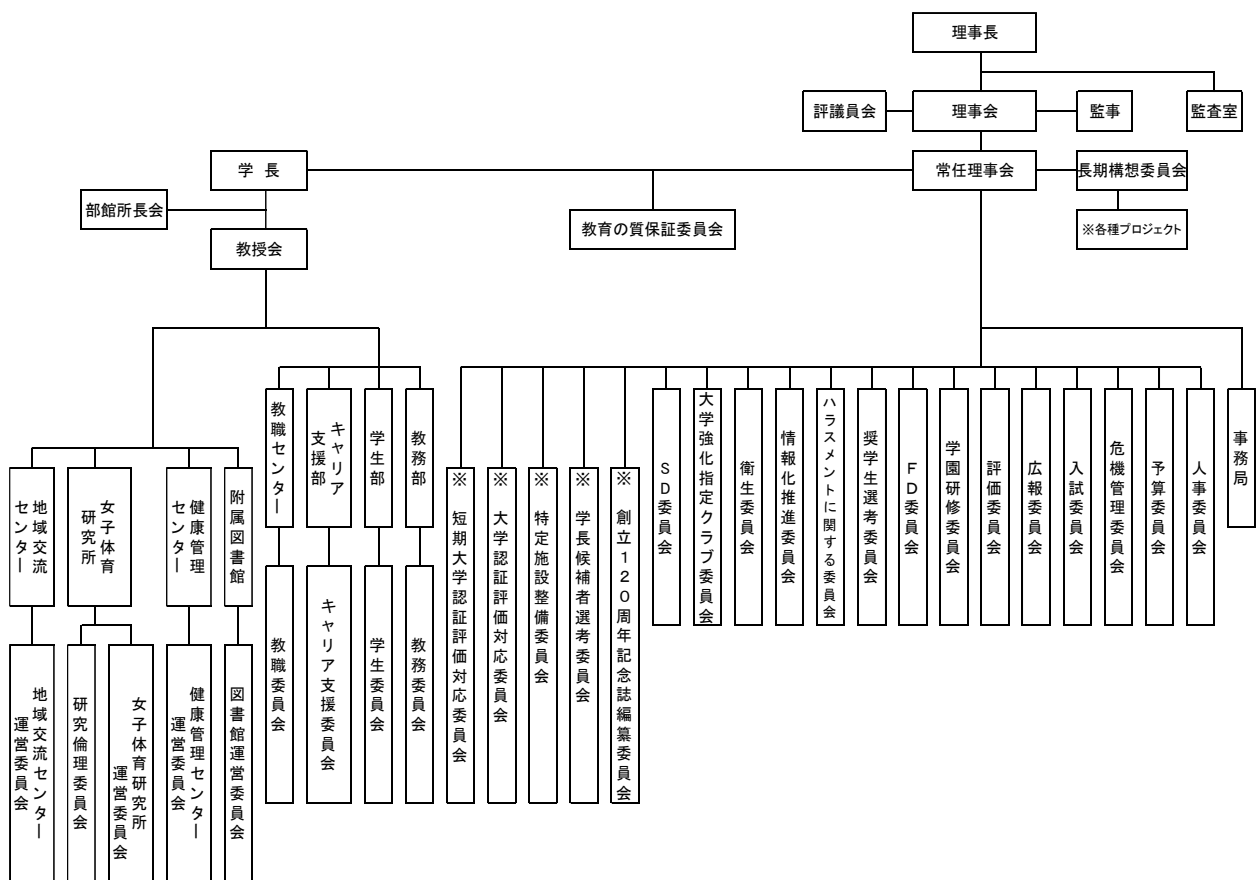
本学では、教授会を、教育課程、学生の入学及び卒業の認定、学生生活、キャリア支援及びその他教学に必要な事項について、教員全員が参加し意見交換や情報の共有を行う会議体として運営している。

3)各種委員会の設置と運営

大学運営の適正化と効率化を強化する機能として、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程に基づき、教学委員会(教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、教職委員会)を設置している(以下、「表 委員会組織図(令和3年5月1日現在)参照」。教学の各委員会はそれぞれ教授会の諮問機関として、各委員会で定める審議事項について審議及び調査を行い、教授会に対して意見を具申する役割を担っている。教学委員会の委員は、教授会の同意を得て学長が委嘱し、委員長は学長が任命をしている。

法人の運営においては、法人事務局の業務を円滑かつ効率的に執行するために法人委員会等を設置しており、事務局長(常任理事)が統括し、業務の適正化及び効率化に努めている。

【表 委員会組織図(令和3年5月1日現在)】



※必要に応じて設置する委員会・プロジェクト

I-C ガバナンス

ガバナンス改革の推進により、学内における学長のリーダーシップの確立が求められ、本学では、平成 28 年 4 月から学長補佐を置くことができるように規程を整備した。令和 2 年 4 月に就任した金子一秀学長の体制下においては、常任理事である 2 名の教員を学長補佐として任命しており、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮されている。

法人本部は、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部の 3 つの部局(いずれも大学本部と兼務)により構成されており、理事長が指揮統括を執って学園本部の中核機能を担っている。

I-D 事務組織

1) 事務の執行体制の適切性

法人事務局は、総務課、経理課、管財課、企画調査室で組織されており、事務局長(常任理事)は、次長及び課長等を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理するとともに法人全般の事務を統括している。

事務局長(常任理事)は、藤村学園課長連絡会運営内規に基づき、学園の円滑な運営及び情報の共有化を図るために、課長連絡会を招集している。課長連絡会は、事務局長を議長として各課長(課長不在の部署は係長等)により構成している。理事会等の審議状況の報告をはじめ、各課からの報告、各課懸案事項の協議等を所掌事項としている。毎月 1 回、理事会の翌日に開催しており、部署間の役割を明確にし、連携を密にすることで適正かつ効率的な業務執行が図られている。

2) SD 活動

本学は、SD 委員会規程に基づき、学園職員としての資質・能力向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的として SD を実施している。事務局長を委員長とする SD 委員会を設置、開催して、SD の基本方針、研修、能力開発推進に係る施策、教育の質的向上に係る施策、FD 委員会との連携等について審議を行い、適切に実施している。主な研修として、「全体研修」、「大学訪問研修」、「大学間連携 SD 研修会」、「SD 入試業務研修」、「公認会計士監査報告会参加研修」、「私立大学庶務課長会職員基礎研修会及び実務研修」がある。事務職員は、これらの SD 研修を受けることで学園の状況や、担当業務をはじめ入試業務や公認会計士監査への理解を深めるとともに、他大学の状況についての知識や情報を獲得することにより職務を充実させ、教育研究活動の支援推進の一助となっている。ほかに、各部署内で抱える問題等を協議し、共通理解やコミュニケーションを図ることを目的として、「東女体コミュタイム」と称した会議体を設け、役職問わず事務職員が出席し、話し合いを行い、課題解決等に向けて連携を強化している。

また、大学設置基準の一部改正を受け、平成 30 年 4 月には、教員と事務職員が相互に理解を深めて協力し、学園の発展に寄与することを目指すとともに、本学の教職員に必要な知識・技能を習得させ、能力及び資質の向上を図るために、学園研修委員会規程を制定、施行した。これにより、学園研修委員会を設置し、教職員全員を対象とした広義の SD 研修として例年「学園研修会」を開催している。

「学園研修会」のこれまでの開催状況については、以下のとおりである。

【表 学園研修会開催状況一覧】

開催年月日	演 題	講 演 者 ※敬称略
平成 30 年 7 月 19 日	学校教職員の働き方改革と 現状と課題	明星大学 教育学部長・教授 樋口 修資
令和元年 10 月 30 日	学校事故の事例と 危機管理の在り方	国士舘大学 副学長・法学部教授 入澤 充
令和 2 年 2 月 17 日	体育系大学における ハラスメントの実状と その対策について	明治大学 政治経済学部 教授 高峰 修
令和 3 年 1 月 21 日	これからの事務職員に 期待すること	本学理事・教授 出張 吉訓
令和 3 年 2 月 10 日	今後の大学の進むべき道	本学理事・学長 金子 一秀
令和 3 年 11 月 25 日	スポーツの内なる力	法政大学 スポーツ健康学部 教授 山本 浩

I-E 教員組織

1) 教員組織の適切性

学長は教員組織における最高責任者として、教員 2 名からなる学長補佐と協議し、また、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長との間に、重要事項を協議するために部館所長会を開催する等、教員と緊密に連絡を取って情報の共有化を図っている。部館所長会は、学長が招集し、各部署の統括責任者と、教授会における重要な審議事項を事前に打ち合わせし、各部署からの意見や問題点等について協議している。本学では、使命・目的の達成のため、学長を中心とした学長補佐の任用及び部館所長会の運営により、教員組織は適正に構築されており有効に機能している。

2) FD 活動

本学では、FD 委員会を組織し、FD 委員会規程に則り、①FD の企画及び実施に関する事項 ②授業評価に関する事項 ③教育及び研究の改善に関する事項 ④教員研修の企画、運営に関する事項 ⑤その他 FD に関する事項の 5 つの事項について、改善・充実を図っており、具体的には次のような取り組みを行っている。

(ア) FD 研修会

FD 委員会の企画・運営により、毎年 FD 研修会を開催して、授業をはじめとする教育活動の改善を図っている。令和 3 年 7 月に開催した FD 研修会では、第 1 部として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業・オンライン授業を計画・実施する際の配慮すべき点として、「大学の授業において配慮すべき『著作権』に

ついて」をテーマに、続いて第 2 部として、本学教員 3 名により「科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて」をメインテーマとしてそれぞれの視点から外部資金獲得の強化に向けた講演を行った。

(イ) スターターズプログラム

大学における教育の充実ならびに授業の円滑な実施を目的として、入学前教育実施のために、これまで紙媒体として『スターターズブック』を作成してきたが、令和 3 年度入学予定者から、利便性や迅速性を考慮し Web による配信に切り替えて、「スターターズプログラム」として学習を促した。内容は、高等学校での履修事項を中心に、大学の専門的な学習や研究に必要な知識の確認と、大学生に必要な教養の定着を図るものとなっており、入学後にはグループ担任から個別指導を行っている。

(ウ) 授業改善

「授業評価アンケート」の内容や方法、その結果等によって作成する『授業改善報告書』の内容等について検討し、改善に尽力している。なお、この取り組みについて FD 委員会にて企画し、内容の評価を行い、改善案を作成した上で、教育の質保証委員会に提案、改善を図ることで PDCA サイクルを回している。

I-F 人事管理

1) 人事管理の適切性

本学は、大学設置基準、短期大学設置基準及び教職課程認定基準を満たす専任教員で編制しており、各基準に定める教員数を充足している。また、学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、本学の基本理念を具体化し教育目的を達成し、独自の基礎科目・一般的な教養科目・体育の専門科目で構成されたカリキュラムの特色を生かすために、必要な専任教員と非常勤教員を確保し、適切に配置している。

本学では、専任教員を採用・昇任する根拠として、東京女子体育大学教育職員資格審査規程、東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程を定めており、本規程に基づき、公募形式にて採用試験を実施し採用候補者を選定している。専任教員の採用に際しては、年齢構成、男女比率にも留意し、なるべく偏りが出ないように配慮している。また、専任教員の昇任人事についても、各領域主任が当該者に昇任についての意思確認を行った上で、本規程に基づき、人事委員会において当該者の教育研究業績等を審議し候補者を選定している。本規程第 2 条には、「教育職員の採用並びに昇任の資格審査は、大学設置基準の趣旨に則り、教育研究上の経歴及び業績、人格識見、社会的活動、健康状態等の総合的審査」に基づいて審査することを定めている。

非常勤講師については、「大学設置基準第 4 章第 16 条を基準として次の各号のいずれかに該当する者」として、「一 専門分野における学力・技能に秀でていと認められる者」、「二 教育または研究に相当の実績をもつと認められる者」という規則を定め、適切に運用している。

これらのことから、採用・昇任ともに、教授会、常任理事会及び理事会において候補者の審議を行い、適切に運用している。

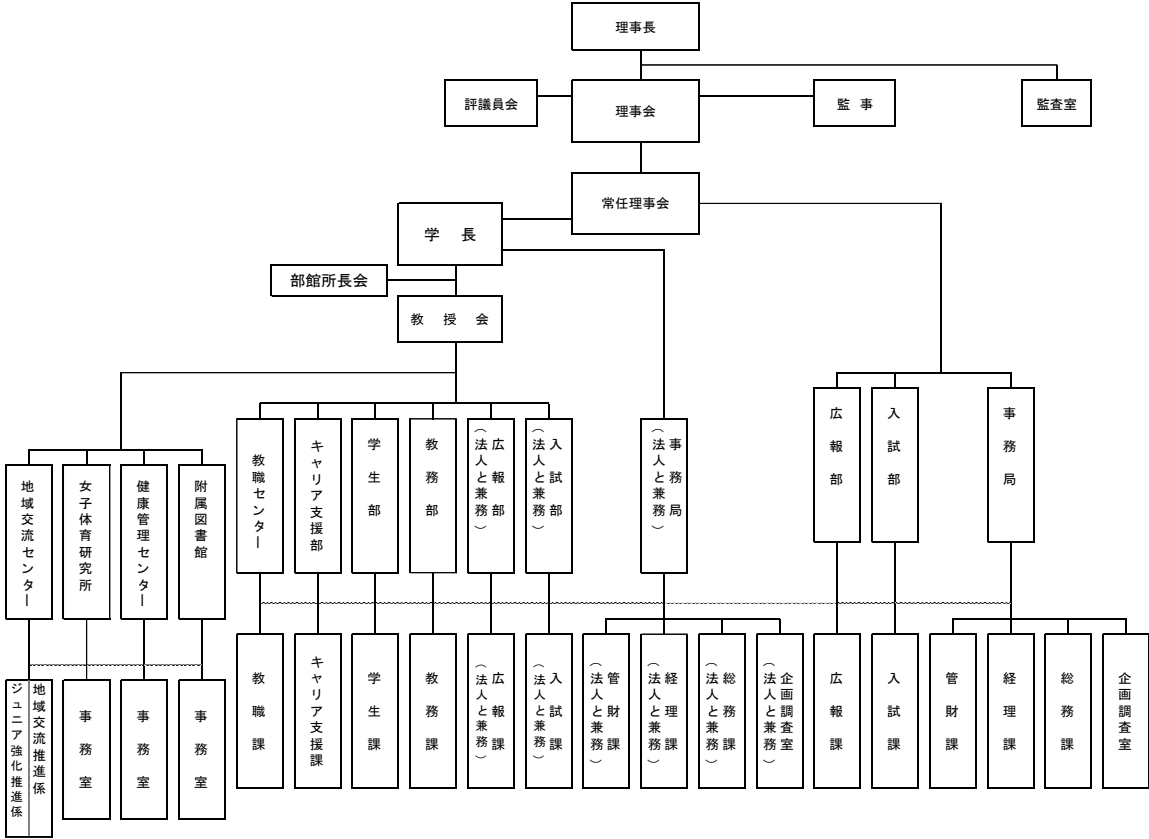
また、事務職員として採用しているが、教務補佐員任用規程に基づき、実技・実習関係

補助及び事務補助の業務を遂行するために、体育実技等の研究室に教務補佐員 9 名を配置している。教務補佐員は、実技・実習等において教員の補助的業務を行っており、授業等の円滑な実施に大いに貢献している。

事務職員に関しては、法人本部は、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部の 3 つの部局(いずれも大学本部と兼務)により構成されており、理事長が指揮統括を行っている。法人事務局は、総務課、経理課、管財課、企画調査室で組織されており、事務局長(常任理事)は、次長及び課長等を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理するとともに法人全般の事務を統括している。また、法人事務局の業務を円滑かつ効率的に執行するために法人委員会等を設置しており、事務局長(常任理事)が統括し、業務の適正化及び効率化に努めている。

大学本部は、学校法人藤村学園事務組織規程に基づき、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターの 7 つの部局により構成されており、学長が指揮統括を行っている。また、大学附属機関として、附属図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターを有している。大学本部及び附属機関には、各部署の統括責任者として、教員を部館所長に任じて配置し、部局ならびに大学附属機関の業務を統括している。

【表 学校法人・大学・短期大学の組織図(令和 3 年 5 月 1 日現在)】



教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターは、教学運営の中核機能を担っており、各部長のもとに、課長をはじめとした事務職員で構成する教務課、学生課、キャリア支援

課、教職課を設置し、教職協働の体制により各組織事務分掌に定められた業務を効果的かつ円滑に実施し、業務の適正化に努めている。なお、教学関係各課ならびに大学附属機関の概要や事務処理手続等の学生生活全般に関わる事項については、『Campus Guide 2021(学生便覧)』に記載されており、学生への周知を図っている。これらのことから、本学では、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を適切に配置し、役割を明確化している。

2) 教学部門と管理部門の連携

情報共有と連携強化を目的として、毎月1回課長連絡会を開催している。課長連絡会では、理事会・教授会等の審議事項や報告事項について情報を共有し、各部署から業務報告を行うことで部署間の連携強化を図っている。

〔長所・特色〕

事務業務の見直しや事務処理の改善として、例年10月に事務組織において、事業計画に掲げる重点事業の進捗状況について、事務局長及び監事を中心とする聴取者と各部署の課長職クラスの責任者との間にヒアリングを実施してディスカッションを行い、業務の見直しや改善につなげている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

学長のリーダーシップの確立及びより一層の充実を目指して、今後、副学長の職を設置することも視野に入れながら、教学マネジメントやガバナンスの状況を注視し、さらなる改善を目指していく。また、平成27年4月に施行された学校教育法の一部改正により、教授会の役割が明確となった。これについては、本学の教授会においても浸透しつつあるが、教育研究機能を最大限に発揮していくために今後も学内の理解を深めていく。

また、学生の学修成果の獲得を向上させることを目的とした教員との連携については、現時点では教務課、企画調査室において実施しているが、今後、全学的に取り組んでいくよう検討していく。

II 研究活動・支援

領域	項目	小項目
II 研究活動・支援	A 教員の研究活動	1 研究活動 2 研究成果
	B 研究助成活動	1 女子体育研究所の運営及び研究体制 2 研究助成

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

II-A 教員の研究活動

1) 研究活動

科研費の申請状況等については、女子体育研究所を通じて公募要領の内容を周知し、教員からの応募の意思表示を確認の上、応募書類をe-radを使用し女子体育研究所に提出させることにより把握している。経理課とも連携して管理している。

科研費は応募件数・採択件数ともに減少の傾向にある。新型コロナウイルス感染症拡大

による遠隔授業の準備等による研究時間の減少等の理由が挙げられる。より良い論文を執筆するための対策として、研修会「科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて」を開催し、科研費採択の増加に努めた。

個人研究費については平成13年度以降、1人25万円の支給額に変更がない。令和2年度以降、全教員が申請している。

海外等からの研究者の受け入れについて規程を整備し、積極的な受け入れが可能となるようにした。

所属学会については、「研究業績プロ」システムで把握している。

教員の海外での学会参加や研究活動のサポートについては、女子体育研究所運営委員会での審査の上、海外渡航費を支給する制度がある。これまで、本学教員の海外からの招聘については該当する事例がない。令和3年度海外での活動状況については、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大のため海外学会出張を中止した。

2) 研究成果

研究者の著書数、論文数、雑誌への掲載数、及び学会での発表状況等については、各教員の「研究業績プロ」システムへの登録により把握している。

II-B 研究助成活動

1) 女子体育研究所の運営及び研究体制

教員の研究支援をより充実させるための研究者・ポストドクターの配置について、規程の整備を進める必要がある。

設備・機器備品の老朽化が進んでいる。

運営資金は適切に執行されている。学長奨励研究の設置により研究支援はやや充実したといえるが、個人研究費・共同研究費以外の研究支援資金は十分とは言えない。

2) 研究助成

個人研究費については、「個人研究計画書」の提出と「中間報告」、及び「個人研究報告書」の提出によって管理・把握している。共同研究についても同様に、「共同研究計画書」の提出と「中間報告」、及び「共同研究報告書」の提出によって管理・把握している。

科学研究費等の補助金に関する対応も、経理課等の関係部署と適切な連携を取り遺漏なく処理している。

〔長所・特色〕

個人研究費、奨励個人研究費、共同研究費、学長奨励研究、及び海外渡航費といった多彩な研究費の補助を行っている。

コピー機、印刷機、製本機等の機器備品を充実させて研究支援を行っている。ノートパソコンやプロジェクター、体力テスト関連測定機器の貸し出しによる研究補助も行っている。

科研費の間接経費により、「教員英会話研究会」「東女体スポーツ・体育研究会」等の研修に対する支援を行っている。

『東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要』、及び『東京女子体育大学女子体育研究所所報』を刊行し、また「研究フォーラム」を開催するなど、多くの研究発表の場を設けている。

毎年4月に「体力テスト」を実施し、女子体育大学生の体力データを蓄積している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

Ⅱ-A 教員の研究活動

1) 研究活動

科研費の応募件数・採択件数の減少への対策として、科研費採択経験者による投稿論文の添削等のアドバイスを受けられる制度を構築する。

個人研究費については、予算を増額し、増額分を研究実績に応じて傾斜配分することにより研究に対するモチベーションの向上につながる制度を検討している。共同研究については、より積極的な応募を働き掛けたい。

教員の海外での活動のサポートについては、海外渡航費の支給額の増額について検討する。

2) 研究成果

研究者の著書数、論文数、雑誌への掲載数、及び学会での発表状況等、各教員に「研究業績プロ」システムへの正確な情報の登録及び最新情報への更新を促す。

Ⅱ-B 研究助成活動

1) 女子体育研究所の運営及び研究体制

教員の研究支援をより充実させるための研究者・ポストドクターの配置について規程の整備を進める。設備・機器備品の老朽化が進んでいるため、予算を確保し機器備品の入れ替えを進める等の積極的な対応を行う。

2) 研究助成

研究支援は学長奨励研究の設置によりやや充実したといえるが、個人研究費・共同研究費以外の研究支援資金は十分とは言えない。十分な予算を確保するための対策を検討する。

Ⅲ 図書館

領域	項目	小項目
Ⅲ 図書館	A 図書館	1 図書館の運営 2 資料の収集・整備 3 施設・設備各種スペース 4 職員の配置・研修

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

Ⅲ-A 図書館

新型コロナウイルス感染症対策のため、学習・研究方法が多様化し、図書館においても、きめ細かな対応が求められている。

令和3年度は、授業・ゼミ等における学習・研究の充実のため、授業担当教員に対し、授業関連資料のアンケートを行い、資料を収集・整備した。また、持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成に向けた教職員・学生の活動の支援のため、関連する資料を収集・整備した。これらは授業関連資料コーナー・SDGs 関連資料コーナーとして、常設展示するスペースを設け、利用しやすい配架を行い、学生の学習活動、教員の研究・教育活動の発展に寄与した。

〔長所・特色〕

本学創立の目的が女子体育指導者を養成することであったことから、戦前・戦後における我が国の体育・スポーツ界の足跡を記録した資料や文献が充実している。そして、蔵書の半数は体育・スポーツ・女子教育・その他教育関係の図書となっている。藤村トヨの発行した女子体育等に関する図書・雑誌、学校ダンスの権威者であった伊澤エイの図書・雑誌、森悌次郎が残したドイツ体育に関する文献、明治神宮競技大会から国民体育大会に至る一連の報告書、歴代のオリンピック競技大会報告書等、貴重な文献を多く所蔵している。

〔取り組み上の課題と改善案〕

所蔵している貴重資料の劣化が見られる。資料を調査し、電子化や資料保存の処理、またはその両方を行う。

授業関連・SDGs等、授業やゼミ等における学習・研究のための資料を整備している。今後、さらなる充実を図る。

IV 健康管理センター

領域	項目	小項目
IV 健康管理センター	A 健康管理	1 センターの運営 2 学生、教職員の相談の機能 3 定期健康診断 4 応急処置等 5 施設・設備、医薬品等の管理 6 学内衛生、事故の防止等

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

健康管理センターの運営は、健康管理センター運営委員会が健康管理センタースタッフと連携し、学生・教職員の健康・安全を推進している。健康管理センター運営委員会の委員に学校医が所属することで、健康診断の結果に医学的な見地からの考察が入り、学生の身体の状態把握ができています。また、運営委員に身体学、生理学の専門家や実技の委員がいることで、体育大学の学生の健康増進について将来的な展望で考えることができています。

新型コロナウイルス感染症への感染対策については、厚労省、文部科学省からの事務連絡を基に健康管理センターは感染対策の中心的な役割を持ち、学生・教職員への感染予防や感染対策を実施している。ウイルスの変異により、感染の蔓延に変化があり、国の対策にも変更が出てきている。国の感染対策の基本的対処方針を学生・教職員に周知し、予防の行動を促している。また、大学内の陽性者の発生状況を毎日メールで教職員に報告し、

授業やクラブ活動に生かしている。

学生・教職員のメンタル相談としては、臨床心理士の相談時間を昨年から2時間増やし、10時から17時までとした。1人50分で毎週木曜日を相談日としている。体調が悪く大学に来られない学生のために、Zoomでの相談も実施している。この遠隔の場合は、心理士は大学での対応としている。隔週での土曜日は精神科の医師の診察もあり、メンタルに関しては精神と心理の両面からのアプローチができるようにしている。

定期健康診断は、フレッシュウィークで、健康診断前に運営委員の教員が分担して、健康診断の受け方や新型コロナウイルス感染症対策などについて指導した後に、健康診断を実施している。

応急処置に関しては、大学構内で負傷した場合、看護師が持ち出し用の救急バックを持参して対応にあたっている。健康管理センターで携帯電話を契約し、救急バックに入れ、災害場所からすぐに電話連絡が取れるように準備している。また、教職員には、AED設置場所の構内図、疾病異常者の名簿の準備と対応策についてメールで連絡している。

医薬品については、薬品管理簿を作成し、在庫管理を正確に実施している。

薬品の保管場所を、管理簿に記載して処方箋から1錠1錠の在庫管理をしている。

構内の衛生については、新型コロナウイルス感染症対策として大学構内にアルコールを設置し、構内巡視の際に残量の管理をしている。健康管理センターの前の掲示板では、毎月テーマを決めて保健指導用の掲示をしている。

〔長所・特色〕

健康管理センターは、火・水・木曜日の昼休みに整形外科の学校医による診療を行っている。診察の際にエコー診断ができる機器を準備している。また学校医の診断により、MRIスポットで撮影し、すぐに治療ができる体制を取っている。さらに、負傷した場合、コルセットなどの準備があるので、学生が高い医療器具を購入しなくても、健康管理センターから貸し出しを行っているため、実技の授業やクラブ活動での負傷に関して医療費の削減と早期治療が行われる。また骨折治療器の購入により、学生が骨折した場合、医療機関に行っても超音波治療をしなくても、健康管理センターでできるので治療費と時間の削減ができる。

体組成計の個室での設置により、他人に見られずに自己管理ができている。学生は個室で、体組成をはかり、感染防止が図られている。

メンタル相談では、精神科の医師と臨床心理士がいるため、精神と心理の両面から診ることができ、連携が取れる。

健康管理センター事務システムの導入により、学生の情報が一元管理できる。

〔取り組み上の課題と改善案〕

健康管理センターの看護師が2日ずつ3名の非常勤看護師が業務を行っているため、多くの人の考えを持ち寄ることができる反面、関わった学生や仕事上のことを翌日の看護師に伝える連携に時間がかかる。現在は「保健日誌」を毎日記載して、自分の対応した学生や事案について記録して伝えている。

新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者の管理に時間がかかっている。学生た

ちからの電話対応など、一人暮らしの学生や寮生などの健康管理にも時間がかかるが、これらの対応を通して保健指導ができていているという面もある。今後は、これまで以上に学生への一斉メールで保健指導の一斉指導を実施していきたいと考えている。

V 財務

領域	項目	小項目
V 財務	A 経営	1 経営 2 財務基盤と収支
	B 予算・決算	1 予算の編成 2 予算の執行・決算
	C 財務管理	1 財源の維持 2 財務状況の点検

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

V-A 経営、B 予算・決算、C 財務管理

本学は、令和2年度から令和6年度までの中期計画を策定し各年度の事業計画に連動させることで、財政基盤を確立し、健全性を維持しながら財務運営を行っている。また、奨学基金の充実を図るために、令和3年度から5年間で毎年度1億円を積み立てている。純資産(自己資金)構成比率は、私学事業団が公表する全国平均の数値と比較しても良好な状況である。

予算編成は、理事会において当該年度の予算編成の基本方針を決定し、各部署等にこれを内示し予算編成申請書類を提出させ、予算案の検討に係る予算委員会、評議員会及び理事会の審議を経て予算は成立している。さらに当該年度内において重要性がある予算の変更及び予算外の支出が生じる場合には、評議員会及び理事会の審議を経て決定している。

予算の執行にあたっては、所管部署において所管予算に計上された事業項目を「固定資産・物品調達規程」等に基づき調達を行っており、執行状況を確認しながら予算管理を行い、経費削減に努めている。

決算においても、監事による監査、独立会計人による学校法人会計基準及び私立学校振興助成法に基づく会計監査が適切に行われており、決算時には監査証明書により会計の適切性について証明がなされている。

私立大学としての自主性・公共性・永続性の維持と健全な財政基盤を確保するために入学生の確保と定員充足に努めており、収支の均衡を図るためにキャンパス計画、大規模修繕計画に連動した中期計画、中期財務計画においては毎年見直しを行い、次年度の予算編成の基礎としている。

また、余剰資金を効率よく運用することで、本学の教育の充実・発展に還元することを目的とし「資金運用に関する規程」に則り安全・確実を重視し資産運用を行っている。

〔長所・特色〕

毎年度、中期財務計画では、人件費関係、キャンパス計画、大規模修繕計画を織り込んで収支均衡を図りながら見直しを行っている。また、借入金がないことによって健全な財政基盤を維持している。

予算編成・執行に関しては、経理規程のもと、そのプロセスの明確化、透明性を保持し適切に実施している。

独立会計人による監査は、4人の公認会計士により期中監査、期末監査で14日実施されている。また、定期的に公認会計士、監事、監査室と三様監査を実施しており、三者が連携することによって、それぞれの監査の効率性、有用性を高めている。

財政計画の策定にあたり、キャンパス計画案、大規模修繕計画案等毎年度見直し、それらに伴う費用等の可視化を図り、複数年にわたる具体的な事業計画を把握するとともに、財政基盤確立のための問題点を抽出しながら、予算委員会などで財政計画に関する議論を行っている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

財政状態的には健全性を維持しているが、入学者数が大幅に減少しており、将来的な本学の経営状況の悪化が続いており、安定した財務基盤の確立のためには入学生の確保と定員充足が早急の課題である。

予算編成の基本方針を決定し、各部署等にこれを内示し予算編成申請書を提出の依頼をしているが、業務の効率性から会計システムを使用しながらスムーズな業務を行うこと、また、各部署の業務ごとの予算残高など予算管理がタイムリーにわかるシステムの構築が課題となっている。今後はシステムの見直し等を視野に入れて、業務の改善・効率化につなげていく。

本学は既存の施設整備の取替更新及び教育研究の充実のための資金として減価償却・第3号引当特定資産を保有しているが、これまで大規模な施設の建設等にすべてキャッシュで賄っており、学生数の減少に伴い学生等納付金収入が減少傾向であり、それに比例して運転資金も減少傾向にある。引き続き学生の確保に全力を尽くし、運転資金の充実を図っていく必要がある。

また、研究活動推進の財源確保の一つとして、科学研究費補助金や受託研究等の外部資金の受け入れについてもさらに強化していくことが課題となっている。

今後は関係部署と連携して外部資金獲得につなげていく。

VI 学修環境

領域	項目	小項目
VI 学修環境	A 校地・校舎・施設・設備	1 校地面積 2 施設・設備
	B 維持管理	1 施設設備等の維持管理

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

VI-A 校地・校舎・施設・設備、B 維持管理

学校法人藤村学園の校地面積は 52,522 m²で東京女子体育大学と東京女子体育短期大学で共有している。校地面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は 44,486 m² (84.7%) となり大学設置基準 14,400 m² の基準を満たしている。短期大学は 8,036 m² (15.3%) となり短期大学設置基準の 2,600 m² の基準を満たしている。

校舎面積は 42,490 m²で、東京女子体育大学と東京女子体育短期大学で共有している。校舎面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は 35,989 m²(84.7%)となり大学設置基準 9,453 m²の基準を満たしている。短期大学は 6,501 m²(15.3%)となり短期大学設置基準の 2,850 m²の基準を満たしている。

本学は教育上の特性から 8 つの体育館を有している。令和 3 年には体育大学ならではの専門実技授業展開のための施設をさらに充実させるために、120 周年記念事業として「藤村スポーツセンター」を開設した。本施設は、A アリーナと B アリーナの 2 つのアリーナと多目的ルームやトレーニングルーム等で構成されている。バリアフリー化にも対応しており、エレベーター、スロープ、車椅子対応のトイレや観覧席、ならびに障がい者用シャワーブースを完備した。

また、第 1、第 3 体育館は築年数が 40 年以上経ち、床面の破損が目立つことから、床を研磨し新たに各種競技のコートラインを引き直す等の改修工事を行った。陸上競技場の傾斜走路の舗装改修工事、及び陸上競技場公認継続に伴う改修工事、ならびにソフトボール場の人工芝の入れ替え改修工事を行い運動競技施設の維持を図った。

ICT 整備においては、4 号館 4201 教室及び 4402 教室のプロジェクターの入れ替え、2 号館教育工学パソコン教室(マルチメディアルーム)の AV 機器の更新を行った。また、学内の無線 LAN エリアを広げるべくアクセスポイントの拡張工事を実施し、教育環境の整備を図った。

〔長所・特色〕

令和 3 年 8 月に竣工した藤村スポーツセンターは、新体操競技が主に使用する A アリーナ、バレーボールやバスケットボールが主に使用する B アリーナの 2 つのアリーナと多目的ルームやトレーニングルーム等で構成されている。共用部であるロビーをトレーニングエリアとして積極的に活用できるよう、身体に負担の少ないゴム素材の床材を全面的に採用したことが特色である。

〔取り組み上の課題と改善案〕

ICT 整備においては、大学学部が主に使用する 4 号館の一部講義室で規格の古い AV 機器を使用していることにより、映像が乱れる等の不具合が生じていることから、年次計画で入れ替えを予定している。

また、体育館施設や学生食堂、ならびに合宿施設などは、建築年数の経過による経年劣化が目立つことから、外壁や屋根、空調・衛生関係等の大規模改修を授業や課外活動に支障がないよう計画的に進めていく必要がある。

VII 大学と社会の連携

領域	項目	小項目
VII 大学と社会の連携	A 国際社会との連携	1 海外の大学等との連携・交流 2 海外からの指導者招致 3 学生の海外留学・研修
	B 地域社会との連携	1 公開講座 2 地域への指導者の派遣 3 地域への実技の公開
	C 連携	1 後援会との連携 2 同窓会との連携

〔現状説明・令和2年度からの改善状況〕

VII-A 国際社会との連携

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、国際社会との連携の対応はできていない。

VII-B 地域社会との連携

大学の資源である「施設」、「人材」、「指導力」、「競技力」、「学識」などを地域住民へと還元するために、各種事業を実施している。公開講座においては、体育大学としての特色を生かして、講座内容の拡充を主眼に取り組んできた。本学の専門領域である「体育・スポーツ」分野だけでなく、併設する東京女子体育短期大学児童教育学科の「児童教育・幼児教育」をテーマとした講座も織り交ぜ、さらに、共通講座では「健康づくり関連講座」や「社会人講座(小学校教員対象)」を開設し、幅広い層に対応した企画を立案し多様なニーズに応えられるように毎年度20講座程度を開講している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、26講座を開講予定であったが、6講座を中止し、20講座を開講した。講座の実施にあたっては、近隣自治体との連携により、現在は「立川市教育委員会」と共催、「国立市教育委員会」、「府中市教育委員会」の後援を得ている。各自治体からは、市の広報誌や生涯学習情報誌、体育施設の広報誌による広報、市の関係施設でのポスターの掲示やリーフレットの配布などの協力を得ている。

学生による地域イベント等における演技披露等の協力については、予定されていたイベント等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により規模縮小や中止となったこともあったが、学生及び教員の指導者派遣については、対応している。

VII-C 連携

後援会・同窓会との連携については、各支部総会開催時に、本学の地域貢献に対する活動方針について共有し、理解を得られている。そうしたことから、卒業生が公開講座の講師として開講に協力し、講座運営及びアシスタントとして在学生の協力を得ている。

〔長所・特色〕

公開講座開催について、体育大学、短期大学児童教育学科の特色を生かせる講座が開講できている。大学の施設を利用し、室内プールを利用した「カヌー講座」からピアノや楽器を利用した幼児講座「歌あそびリズムあそび」など、大学内で幅広い年齢層を対象とした講座が開講できている。

学生が講座のアシスタント、運営の補助として実施に関わり、講座を通じて参加者と様々な交流をしている。それにより学生は、参加者とともに貴重な体験を共有し、実践的な学習の機会として有意義な体験となり、教育的な効果も得られている。

その結果、講座への関わりが、地域への指導者派遣へとつながっている。

〔取り組み上の課題と改善案〕

これからの大学と社会との連携については、本学学生・地域住民・行政(国立市・立川市)関係者の意見を踏まえ、体育・スポーツを専門とする女子体育大学としての地域貢献のあり方について検討する機会を積極的に設ける必要がある。

以上のことを踏まえ、今後は大学内外の関係セクションとも相互に協力しあい、地域社会に開かれた大学として、新たな事業展開を行っていく。その際、地域連携、地域貢献推進のための「基本方針」を明確にし、その方針のもとに関係機関との連携を図りながら取り組んでいく。

公開講座については、人気のある講座(抽選 2~4 倍)へ実施内容、定員等を各担当講師及び地域交流センター運営委員会とで検討し、次年度に向けて改善を図る。

VIII 広報・広聴活動

領域	項目	小項目
VIII 広報・広聴活動	A 広報活動	1 広報誌等 2 オープンキャンパス 3 学生募集活動 4 広報活動の媒体 5 広聴活動の機会

〔現状説明・令和 2 年度からの改善状況〕

VIII-A 広報活動

1) 広報誌等

広報委員会のもとに設置されている大学案内作成部会を中心に協議し制作を進めてきた。令和 3 年度は藤村スポーツセンターの紹介や専攻コース新設等、新たな学園情報を入れ込み、本学の特徴、教育内容が分かりやすく伝わるように努めた。

各種広報誌は、広報委員会で協議し、継続して制作している。

2) オープンキャンパス

本学ホームページや大学案内、契約している業者の進学 WEB サイトや進学雑誌、オープンキャンパス告知の単独チラシの作成、高校生が出場する大会のプログラムに掲載するなど、告知活動をしている。

実施結果は速報値を当日担当の教職員・学生に周知し、広報委員会において課題を共有し、改善するよう努めている。

実施体制は広報委員会を中心に、教職員・学生の協力のもと、一丸となって運営・実施が出来ており、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じて開催できている。

オープンキャンパス参加者の出願状況を集計し、広報委員会で検証しており、総合型選

抜や学校推薦型選抜への出願者が多い傾向がみられ、「新入生アンケート」では、オープンキャンパスの来校がきっかけとなったとの回答が多くあり、入学者の確保に結びついているといえる。

3) 学生募集活動

令和3年度は教員による高等学校訪問を強化する方針として、学生募集対策プロジェクトが発足され、例年4月教授会で依頼していた高等学校訪問数を超える数を訪問でき、高等学校訪問を専任で行う進路アドバイザーの活躍もあり、成果は上がっていると分析している。

インターハイ等における選手勧誘は、競合大学からの勧誘により進路変更をする場合もあり、希望どおりの獲得にはつながっていない。

進学説明会による学生募集は、主に前期(4~7月)に全国各地で開催される進学説明会に参加し、高校生にオープンキャンパス参加や出願を促している。

毎月1回をベースに広報委員会を開催し、オープンキャンパス後にも広報委員で反省会を行い、本学の魅力の発信と学生募集のために、情報を共有し最善策を検討している。

4) 広報活動の媒体

広報委員会のもとに設置されているホームページ作成部会を中心に、部会員が各担当情報を更新している。内容、更新及び手続きは、適切性を向上させるため、今後も検証を続けていく。ステークホルダーごとのページ構成ではあるが、より見やすく整理し、内容を充実させ、アナリティクスの分析結果を活用した改善をさらに進めたい。

SNSはLINEを活用して、オープンキャンパスや入学試験情報等を発信している。

駅の広告看板は、広告看板による宣伝効果を検証し、情報通信手段の発展による情報取得方法の変化を考慮し、広告看板のあり方を検討する。

5) 広聴活動の機会

保護者からの意見聴取は、本学在学生の保護者により組織された「後援会」が都道府県を単位として全国ほとんどに支部が設置され、各支部では毎年1回「保護者懇談会」が開催されており、大学から教員(部館所長・教授)が出向き、保護者との個別面談により意見交換を行っている。

保護者との面談にあたり、教授が事前に懇親会に参加する保護者の学生に面接を行い、学業成績、クラブ活動、生活面など把握した上で当日に臨むなど、きめ細かく実効性の高い対応を行っている。

また、当日保護者からいただいた意見や要望で、その場で対応が困難なものについては、処理票に記入し大学に持ち帰り、担当部局に対処を依頼し、より確実かつ正確な対応をしている。平成24年度からは、保護者からの意見・要望やアンケート調査結果などをとりまとめ、その内容を全教員に報告しすぐに対応できるフィードバック体制を整え、適切かつ効果的な指導を行っている。

卒業生からの意見聴取は行っているが、定期的実施できるように努めていく。

〔長所・特色〕

Ⅷ-A 広報活動

1) 広報誌等

本学ホームページ上に広報誌の PDF データを掲載し、ダウンロードできるようにし、スマートフォンやタブレットでも閲覧できるようにしている。

2) オープンキャンパス

学生の協力が不可欠で、クラブパフォーマンスでの演技等の披露に加え、運営面での活動(受付やキャンパスツアー、スマイルカフェ)により、本学の元気で明るい雰囲気由来場者に伝えられている。

3) 学生募集活動

令和3年度は教員による高等学校訪問を強化する方針として、学生募集対策プロジェクトが発足され、例年4月教授会で依頼していた高等学校訪問数を超える数を訪問した実績が出た。

進学説明会は、都市部の大規模会場だけでなく、高等学校単独のイベントにも参加し、受験希望者やまだ目標の定まっていない受験生にも大学名や教育内容について紹介、周知啓発している。

4) 広報活動の媒体

LINE では、文字情報だけではなく、写真をつかった画像を送信し、本学のイメージを伝える一つの方法としている。

5) 広聴活動の機会

保護者からの意見聴取については、保護者懇談会出席教員は、参加する保護者の子女と直接面談を行うため、保護者は、子女の大学生生活の状態を直接聞くことができる。

〔取り組み上の課題と改善案〕

Ⅷ-A 広報活動

1) 広報誌等

より学園情報や新しい取り組みがタイムリーに広報できるよう、相応しい内容となるよう、検討する。

2) オープンキャンパス

参加者を増やすための広報活動、より魅力あるニーズに応えたオープンキャンパスのプログラムの実施に向け、アンケート結果に基づき検討する。また、マスコットキャラクター「とよびー」の着ぐるみを新たに製作したことに伴い、今後活用機会を増やし、より興味を持ってもらうよう努める。

また、令和4年度の実施に向け、過去5年間のオープンキャンパス参加者数から、参加が多く見込まれる開催日を検証することに焦点を定めた。なお、短期大学志願者に特化し

た「短期大学ミニオープンキャンパス」の開催を新たに検討し、令和4年度から実施する。

3) 学生募集活動

教員と進路アドバイザーの高等学校訪問活動がよりスムーズに、効果的に実施されるよう、広報課で集約する情報の発信方法や発信手段について引き続き検討する。

進学説明会は、開催時期が集中・重複するので、対応できる人材を増やせるよう検討する。

4) 広報活動の媒体

スマートフォンでも見やすく、知りたい情報がすぐにわかるホームページにするため、他大学の広報活動も参考にして検討する。LINEでの情報発信をうまく活用するため計画を進める。

5) 広聴活動の機会

保護者からの意見聴取については、教員が懇親会の前に該当学生と面談のために連絡をしても、連絡のつきづらい学生がいることがあるため、十分な時間的余裕が取れるように、懇親会の日程、参加する保護者の決定をできる限り早める必要がある。

同窓会藤栄会との連携強化のため、各都道府県の支部長を訪問、藤栄会の総会等のイベントには積極的に参加し、学園の今を伝える活動を行っている。また卒業生の教員情報を集約し、高校生への案内の強化を図る。

基準 5 教育の質保証

I 改善・改革

領域	項目	小項目
I 改善・改革	A 自己点検・評価	1 自己点検・評価 2 学生第三者による評価 3 第三者による評価
	B 改善・改革	1 改善・改革のためのシステム
	C 事業計画	1 事業計画の点検
	D 将来計画の策定	1 将来計画の策定

〔現状説明・令和 2 年度からの改善状況〕

I-A 自己点検・評価

本学の自己点検・評価は学校教育法第 109 条第 1 項に則り、学則第 2 条の定めにより実施しており、結果を広く社会に公表している。

1) 機関レベルの自己点検・評価

機関レベルの自己点検・評価は建学の精神、理念・目的の実現に向けて、恒常かつ継続的に教育の質保証及び向上に取り組むことを目的とし、全学的な取り組みとして、毎年度実施している。

平成 29 年度自己点検・評価から、第 3 期認証評価の受審を見据え、認証評価機関の項目を参考に、評価項目の見直しを行ってきた。見直しの観点は、「3 つのポリシーに関すること」、「大学における自律的な改革サイクル(内部質保証)に関すること」、「事業計画が点検・評価できること」に留意した。

令和 3 年度には自己点検・評価システムを明確化するため、自己点検・評価規程の整備を行い、自己点検・評価の組織体制、目的、点検範囲、結果の活用等を定めた。実施の方法についても見直し、中期計画と各部署が立てた事業計画に掲げられた目標の達成状況を確認し、課題の把握、改善・充実につながるように、「自己点検・評価チェックリスト」で点検を行い、『自己点検・評価書』を作成することとした。

自己点検・評価の実施及び評価結果は、学内外に広く公表するために毎年度本学ホームページに掲載しており、2 年ごと(隔年)『点検・評価年報』としてまとめ冊子を作成している。冊子は各部署に配布、また図書館に配架、閲覧に供するようにしている。さらに学生に向けて、ホームページと学内サイネージに「一より良い学園づくりのためにー東女体大 CHECK!!」として、分かりやすく自己点検・評価の結果を共有している。

本学の自己点検・評価活動の事務担当及び運営については、平成 29 年度に企画調査室を設置し、学校法人藤村学園規程第 1 部法人本部 4 企画調査室の定めにより実施している。

企画調査室では自己点検・評価のための IR 業務を担っており、各種アンケートを実施し、データ収集に努めながら、各部署が管理するデータについては、企画調査室が必要に応じて各部署にデータの提出依頼を行い、集積している。さらに、アンケートの実施結果や集積したデータは教育の質保証委員会をはじめ、各部署へ提供している。

また、IR 業務強化のため、令和元年度から、統計分析、心理学、社会学を専門とする本

学教員を IR アドバイザーとして委嘱している。令和 3 年度は本学教員 1 名増員し計 4 名の IR アドバイザーと内部質保証・IR アドバイザー(非常勤職員)を委嘱し、より一層の教育の質保証のため取り組んでいる。

2) 学生による第三者評価(授業レベルの自己点検・評価)

自己点検・評価活動の一環として、授業担当教員の教育意識や指導技術を高め、授業内容の改善充実を図るため、教員が担当するすべての授業で平成 17 年度から「授業評価アンケート」を毎年、前期・後期で実施している。授業担当教員はアンケート結果を基にシラバスに記載した科目の到達目標や授業内容などの見直しを行い、『授業改善報告書』を作成し、次年度の授業実施に生かしている。「授業評価アンケート」と『授業改善報告書』は FD 委員会において点検し、理事長、学長、常任理事、教育の質保証委員会に報告している。さらに教育の質保証委員会では、FD 委員会の報告から問題点等を洗い出し、FD 委員会へ改善策について検討するよう依頼し、教員の意識、指導技術向上につながるようにしている。

3) 第三者による評価

本学は学校教育法第 109 条第 2 項及び学校教育法施行令第 40 条に則り、学則第 2 条の定めにより、文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受審している。

東京女子体育短期大学は平成 18 年度(第 1 期)、平成 25 年度(第 2 期)、令和 2 年度(第 3 期)に一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し適格認定を受け、東京女子体育大学は平成 19 年度(第 1 期)、平成 26 年度(第 2 期)、令和 3 年度(第 3 期)に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、いずれも適合と認定された。

いずれも、本学の実質的創立者藤村トヨの建学の精神を引き継ぎ、共通の教育理念をもつ教育機関として、女子教育の発展・向上に努めていることを評価された。

令和 3 年度には、自己点検・評価活動の客観性・信頼性を高めること、また、教育研究活動の充実・発展、改善・改革を推進するため、本学の定める 3 つのポリシー「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を起点とする外部評価を、立川市に依頼し、3 名の立川市職員による外部評価(意見聴取)を実施した。

令和 3 年度には自己点検・評価活動の客観性・信頼性を高め、教育研究水準の更なる向上を図っていくことを目的として、外部評価委員会規程を策定し、令和 4 年度に外部評価委員会の設置を決定し、外部評価を実施する。

I-B 改善・改革

本学における自己点検・評価の改善・改革のシステムは、前述したように令和 3 年度自己点検・評価規程及び外部評価規程の整備を行い、自己点検・評価の組織体制、目的、点検範囲、結果の活用等を明確化した。

また、内部質保証システムをより一層機能させるため、令和元年度に「教育の質保証委員会」を設置した。本学における内部質保証に関する全学的な組織は、令和元年度策定「教育の質保証委員会」規程において明示している。教育の質保証委員会規程第 2 条には、「藤村学園が設置する東京女子体育大学・東京女子体育短期大学が教育・研究の水準の向上を図

り、建学の精神、教育理念・教育目的、教育目標及び各種方針、社会的使命を達成するため、『教育の質保証に関する方針』における基本姿勢に基づき、大学・短期大学の質を自律的に保証する体制を整え教育・研究活動をはじめとする大学・短期大学の諸活動の状況について、恒常的かつ継続的に自ら点検及び評価を行い、その結果を改善につなげ社会に公表していくことを目的として、検討・推進していく。」と記している。

令和 2 年度までは各教学委員会の開催日と調整し、教育の質保証委員会を開催(不定期開催)していたが、令和 3 年度から教学委員会の上位に位置づけ、本委員会を主軸として、教学マネジメント体制の中心となる部館所長会及び教学委員会との連携強化を図り、機関レベルでの PDCA を回すため、毎月第 3 週水曜日の月 1 回の定例開催とした。

さらに令和 2 年度、教育の質保証委員会を中心に学習成果の可視化となる「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」を策定した。3 つのポリシーに基づき、学習成果を評価する方法として、身に付けるべき能力の修得状況を機関レベル、学位プログラムレベル(学部・学科)、科目レベル(授業)の 3 段階で評価する基準を定め、「学習成果を評価するための評価方針」として学内外に公表している。さらに「学習成果を評価するための評価方針」に基づく「学習成果の測定・評価指標」及び評価方法を「アセスメント・マップ」で示している。学修成果の点検・評価方法の運用については、令和 3 年度から「アセスメント年次進行表」に沿って、各部署で検証を行い、課題を抽出し、教育の質保証委員会で点検・評価する体制を整えた。

令和 3 年度には教学マネジメント機能の強化のため、これまで部館所長会は内規により運営していたが、改めて規程を整備し、組織における部館所長会の責任体制を明確化した。さらに審議事項に以下のとおり定め、学長に意見を述べることができるとした。

- (1) 教授会の審議事項、報告事項及び運営に関する事項
- (2) 部署の運営に関する事項
- (3) その他学長が必要と認める事項

I-C 事業計画

本学は、学校法人藤村学園として年度ごとに事業計画を策定している。事業計画は、各部署から提案された内容について、常任理事会で精査され、理事会にて決定している。令和 3 年度に計画した令和 4 年度事業計画は、重点事業として、「中長期計画」「教育内容等の改善充実」「研究活動の促進」「学生支援の改善充実」「キャリア支援の充実」「広報活動の充実」「地域交流事業の充実」「教育環境の整備充実」「SDGs への取り組み」の 9 事業を掲げ、大学教育の質の向上を図るための計画実施に必要な経費を措置することとした。

私立学校法改正による中期的な計画の策定義務化に伴い、これまで学園としての事業計画及び中長期財務計画に加えて、令和 2 年 3 月、「学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」(以下、「中期計画」という。)を策定した。この中期計画には、「建学の精神に基づく教育理念・教育目的」と「中期計画の方針・目標・施策」を大項目として設定している。建学の精神に基づく教育理念・教育目的には、中項目として「教育目標」を明示した。中期計画の方針・目標・施策には、中項目として教育を明示し、その中で小項目として、(1) 教学マネジメントの流れ、(2) 3 つのポリシーの見直し、(3) 教育改革の計画的推進、(4) 内部質保証システムの強化、(5) アセスメント・プラン(学習成果の評価)を示しており、使

命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。さらに、令和3年度に向けて、教学の中期計画を具体化し、令和2年度～令和10年度までの教学マネジメントプランを策定し「教学マネジメントの流れ」として記載した。

令和3年度の事業計画及び中期計画については、11月に各部署が進捗状況を事務局長(財務担当理事)に報告し、事務局長が各部門(部署)に事業の内容、目的、必要性、効果などヒアリングを行い点検している。毎年度、事務局長は進捗状況のヒアリングを行うとともに、次年度の事業計画(案)についてもヒアリングを実施している。

I-D 将来計画の策定

理事長が委員長を務める長期構想委員会を令和3年度は5回開催し、今後の将来計画等基本戦略の具体策を検討している。

また、令和2年度に教育の質保証委員会で策定した「教学マネジメントの流れ」(令和11年)を中期計画に加えた。令和3年度計画に基づき、教育の質の改善に向けて、ルーブリック、学修ポートフォリオの策定、さらに令和7(2025)年度から新カリキュラムの編成を行うにあたり、検討を開始した。

〔長所・特色〕

教育の質保証委員会の委員長として学長が、教学マネジメントの中心となる部館所長会をまとめ、教職員を率い、大学の改善・改革に向け積極的に取り組む意識を高めており、全学的な内部質保証の取り組みを実践できる組織体制がある。

〔取り組み上の課題と改善案〕

1) 3つのポリシー

本学の3つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価の充実を図る。「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」に基づき、学習成果の測定・評価指標(学位授与数、就職率・進学率、免許・資格取得数、授業評価アンケート、学生調査アンケート、学習成果測定アンケート(卒業時アンケートを含む)、就職先インタビュー等)から、達成すべき資質・能力の修得状況を点検・評価を実施し、学習成果の把握、可視化に努め、教育改善につなげていく。

2) 自己点検

(ア)自己点検・評価規程(令和3年度規程整備)に沿って、自己点検・評価活動の推進を図り、建学の精神、理念・目的の実現に向けて、恒常かつ継続的に本学の教育の質保証及び向上に取り組んでいく。令和4年度は認証評価の結果を踏まえ令和3年度の点検を行い、評価結果を学外に公表する。

(イ)授業評価アンケートの結果を授業担当教員に配付し、各教員が調査結果を分析し、改善策等を『授業改善報告書』としてまとめ、学内に公開しているが、今後はシラバス、各授業科目のルーブリックの公表ができるように進めていく。

また、教員の教育意識と指導技術の向上につながるように、FD委員会において、『授業改善報告書』から改善すべき問題点を明らかにし、授業改善につながるFD研修の開

催や表彰制度の導入など、向上に向けた取り組みを進めていく。

(ウ)第三者評価の幅を広げ、令和 4 年度から外部評価委員会による外部評価を実施する。

3)ティーチングポートフォリオの作成

年度ごとのシラバス、授業評価結果等を教員ごとに管理・保管し、継続的な教育改善のために教員にフィードバックしているが、データを紙ベースで提供しているため、LMS 導入、また令和 7(2025)年度の新カリキュラム改定に向けて、デジタル化の検討を開始する。

4)アセスメント・ポリシー(学習成果と教育効果に関する測定・評価)

「学習成果を評価するための評価方針」に基づき、学習成果の可視化となる「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学アセスメント・ポリシー」による点検・評価を令和 3 年度行った。令和 4 年度は学習成果の測定・評価指標の経年分析と各指標を相互に関連させ複数指標の分析等、分析の最適化を行っていく。

IV 令和3年度自己点検・評価のチェックリスト

【各部署における自己評価】

A: 優れた取り組み。
(著しい成果をあげている。本学独自の取り組みを行っている。等)

B: 適切な取り組み。
(法令等遵守している。趣旨に合った取り組みを行っている。等)

C: 改善の必要がある取り組み。
(課題がある。発展させる必要がある。等)

●基準1 使命・目的

[領域]I 教育理念、教育目的

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 建学の精神・教育理念の確立と教育目的の實現	1、建学の精神・教育理念	①建学の精神・教育理念を確立し、明確に示している	A	A		A	A	
		②建学の精神・教育理念を学内において共有している	A	A	A	A	A	A
		③建学の精神・教育理念を学外に表明している	A	A	A	A	A	A
	2、教育目的	①教育目的は、本学としての独自性をもっている	A	A	A	A	A	A
		②教育目的は、教育の実践にあたり、方向性を示している	A	A	A	A	A	A
		③教育目的は、学内外に公表している	A	A	A	A	A	A
	3、教育目標	①教育目標が明確であり、設置する学科に明示している	A	A	A	A	A	A
		②教育目標は、建学の精神に基づき、教育実践の方向性を示している	A	A	A	A	A	A
		③教育目標は、教育成果の評価の基準として機能している	B	B	B	A	A	A
		④教育目標は学内外に公表している	A	A	A	A	A	A
	4、3つのポリシー	①教育目的・教育理念・教育目標をディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3つのポリシーに反映させている	A	A	A	A	A	A
		②3つのポリシーを学内外に公表している	A	A	A	A	A	A

●基準2 学生

[領域]I 学生の受け入れ

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価			
			体	保	児	体	保	児	
A 入学者選抜の方法	1、基本方針の策定	①本学の教育目的・理念・教育目標を踏まえに即して入学者選抜に関する基本方針を策定している	A	A	A	A	A	A	
		②入学者選抜の計画・実施の充実を目指すよう改善に努めている	A	A	A	A	A	A	
	2、アドミッション・ポリシー、3つのポリシー	①アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っている	A			A			
		3、選抜選考の時期、方法及び運営	①受験者の実態から考えて、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜を適切な時期に行っている	A			A		
			②大学・短期大学の諸行事等の計画から考えて、各入学者選抜を適切な時期に行っている	A			A	A	A
		③総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜における選考方法及び試験科目は、本学の基本方針・教育目的、教育目標・教育内容から考えて適切である	A	A	A	A	A	A	
		④選抜業務が選考に関して、適切に人員配置され、円滑(担当者がそれぞれの職務を適切)に遂行している	A	A	A	A	A	A	
B 学生の定数	1、学生の定数及び定数の充足状況	①各選抜の募集人員の配分は適正である	A	A	A	A			
		②志願者数、合格者数、入学者数に関して当面の問題、今後の課題について対応を行っている	A	A	A	A			
		③入学者数の充足状況の変化と、その要因分析及び対応を行っている	A	B	B	A	B	B	
C 選考に関する業務	1、募集要項の内容及び配布	①出願書類等の内容は適切である	A	A	A	A	A	A	
		③学生募集要項は、志願者にとって分かりやすい内容・表現・構成となっている	A	A	A	A	A	A	
	2、試験問題作成と管理と選抜業務	①試験問題の作成は、適切な委員のもとで適正に行っている	A	A	A	A	A	A	
		②試験問題は、適正に管理されている				A	A	A	
	3、合否判定と合格発表に係る業務	①教授会等が適正に合否判定できるより、合否判定業務を進めている	A	A		A	A		
		②合格発表の方法、及びその後の業務を適正に行っている	A	A	A	A	A	A	

●基準2 学生

[領域]II 学生支援

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 学生支援	1、学力保障	①入学予定者に対して課題などを課し、学力や体力の維持に留意している				B	B	B
		②フレッシュウィーク、オリエンテーションの内容は適切である	B	B	B	B	B	B
		③オフィスアワーを適切に設定している				B	B	B
		④障がいのある学生への配慮を行っている	A	A	A	A	A	A
	2、各種奨学金	①日本学生支援機構奨学生に関する情報提供を行っている	A	A	A	A	A	A
		②日本学生支援機構奨学生の推薦・選考を適正に行っている	B	B	B	B	B	B
		③学校法人藤村学園育英奨学金制度に関する情報提供を行っている	A	A	A	A	A	A
		④学校法人藤村学園育英奨学生の推薦・選考は適正に行っている	A	A	A	A	A	A
		⑤学校法人藤村学園育英奨学生規程及び選考基準等は適正である	A	A	A	A	A	A
		⑥スポーツ奨学生制度に関する情報提供を行っている	A	A	A	A	A	A
		⑦スポーツ奨学生の推薦・選考を適正に行っている	A	A	A	A	A	A
		⑧スポーツ奨学生規程及び選考基準等は適正である	A	A	A	A	A	A
		⑨スカラシップ奨学生制度に関する情報提供を行っている	A	A	A	A	A	A
		⑩スカラシップ奨学生の選考は適正に行っている	A	A	A	A	A	A
		⑪スカラシップ奨学生規程及び選考基準等は適正である	A	A	A	A	A	A
		⑫都道府県及び民間団体等の奨学生制度に関する情報提供を行っている	B	B	B	B	B	B
		⑬都道府県及び民間団体等の奨学生制度への推薦は適正である	B	B	B	B	B	B
		⑭都道府県及び民間団体等の奨学生制度の決定実態を把握している				B	B	B
	3、授業料の延納・分納	①延納・分納の実態を把握している	A	A	A	A	A	A
		②延納・分納の判断基準に基づいて措置している	B	B	B	B	B	B
		③延納・分納の納入状況を把握している	B	B	B	B	B	B
	4、学生相談の機能	①学生相談(支援)の体制は整っている	A	A	A	A	A	A
		②大学生生活不適応者の指導を行っている	B	B	B	B	B	B
		③学生の実態・状況に応じて、適切な担当者が相談を受けている	B	B	B	B	B	B
		④学生課は教務課、健康管理センター他、部署と連携を取り、学生支援を行っている				B	B	B
	5、中途退学者・長期欠席者への対策	①中途退学者・休学者・留年者の実態を把握している。	B	B	B	B	B	B
		②中途退学者・休学者・留年者に指導・助言・援助を行っている				B	B	B
		③中途退学者・休学者・留年者の実態及び原因分析を行い、改善策を講じている						B
	6、学内風紀の維持、事故の防止、及び美化	①学内の風紀が保たれるよう指導・管理を行っている			B			B
		②学内の盗難等の事故を処理している			B			B
		③学外者の訪問内容等を把握している			B			B
		④学内の美化(ロッカールーム、学食等)を徹底している			B			B
	7、通学指導・自転車の管理	①徒歩や自転車など通学の実態を把握している			B			B
		②自転車通学許可条件や許可件数が駐輪場の規模に適合している			B			B
8、傷害見舞金の給付	①傷害の実態を把握し、給付を行っている。			B			B	
9、学生生活の援助	①本学の学生に相応しいアルバイト斡旋している	B	B	B	B	B	B	
	②本学の学生生活に相応しい住居を斡旋している	B	B	B	B	B	B	
10、学生食堂の運営	①学生の食環境を豊かにするために運営をしている。						B	
11、学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見・要望等の把握	①学生への学修支援や学生生活・施設・設備に対する意見などを積み上げるシステムを整備し、改善を行っている			B			B	
12、後援会・藤栄会との連携、協力	①学生支援に係ることについて、後援会・藤栄会との連携・協力関係が保たれている			A			A	
B 学生寮の管理・運営	1、寮生の決定	①入寮希望者の把握と入寮決定を行っている			A			A
		②残寮希望者の把握と残寮決定を行っている			A			A
	2、寮生の生活指導・管理	①寮生に対する生活指導・管理を行っている			A			A
		②喫食・欠食状況の把握及び欠食時の食費の返還処理を適正に行っている			B			B
		③緊急時に備えた体制を整えている			A			A
	3、寮舎及び施設の安全・保守管理	①寮内外の環境整備及び設備の保守・管理を行っている			A			A
		②不審者の侵入を防止するための措置をとっている			A			A
	4、調理室等の衛生管理	①在庫食品、調理食品の衛生管理及び残棄の処理を行っている			B			B
②調理室及び炊飯機材・食器類の衛生状態を保っている				B			B	

●基準2 学生

[領域]II 学生支援

C 学生会及びクラブ活動の指導・援助	1、学生会組織の指導・援助	①学生会役員の決定に関する指導・助言・援助を行っている	A	A
		②学生会の組織活動に関する指導・助言・援助を行っている	A	A
		③学生会予算の執行や監査に関する指導・助言・援助を行っている	A	A
		④学生会組織活動の学内外に対する広報活動を行っている	A	A
		⑤学生会組織活動の諸届に関する指導・管理を行っている	A	A
	2、学生会活動の指導・援助	①学園祭の企画・運営に関する指導・助言・援助を行っている	A	A
		②地域社会への活動への参画及び奉仕の実態を把握している	B	B
	3、クラブの総数と内訳(種類別等)	①クラブの総数は適正である	B	B
		②クラブの種類等は適正である	B	B
	4、クラブ所属人員	①所属者の割合は学生数に対して適正である	B	B
	5、学生会での位置づけ	①学生会の活動状況及びクラブの学生会における位置づけは適正である	B	B
	6、教育課程との関連	①クラブと教育課程との関連は適正である	B	B
	7、課外活動の評価	①練習活動を効果的に行っている	B	B
		②練習活動を学生生活に支障のない範囲で行っている	B	B
		③競技会や発表会等での成果を評価している	B	B
		④練習活動のための施設を確保している	A	A
		⑤練習活動施設の利用状況は適正である	A	A
		⑥課外活動報告による評価が行われ、その結果を課外活動の一層の充実に活用している	B	B
	8、課外活動用施設	①課外活動に必要な体育館の施設・設備を整備している	B	B
		②課外活動に必要な陸上競技場の施設・設備を整備している	B	B
		③課外活動に必要なソフトボール場の施設・設備を整備している	B	B
④課外活動に必要なテニスコートの施設・設備を整備している		B	B	
⑤課外活動に必要な藤村総合教育センターの施設・設備を整備している		B	B	
⑥課外活動に必要なプールの施設・設備を整備している		C	C	
⑦課外活動に必要な合宿所の施設・設備を整備している		B	B	
9、クラブ指導者	①部長(代表者)は活動に適切に関与している	B	B	
	②指導者(監督、コーチ等)は活動に適切に係わっている	B	B	
	③学外指導者は適切に選任している	B	B	
10、クラブ補助金	①学園からのクラブ活動補助金はクラブ運営にとって過不足のない金額である	B	B	
	②学園からのクラブ活動補助金の用途科目は、クラブ運営にとって過不足のない金額である	B	B	
	③クラブ活動補助金の配分基準等は効果的なものとなっている	B	B	
11、学生の海外遠征	①学生の国際競技会への参加実績がある	B	B	
	②学生の海外合宿等の国際交流の実績がある	B	B	
	③海外遠征補助金を適正に付与している	B	B	

[領域]III キャリア支援

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A キャリア支援	1、就職支援	①キャリア支援委員会は学生の就職について計画立案と活動を行っている	A	A	A	A	A	A
		②キャリア支援課・教職課(教職センター)は学生の就職について相互に情報提供し、事務運営を行っている	A	A	A	A	A	A
		③キャリア支援課と教職課(教職センター)は相互に連携し、学生の就職支援を行っている	A	A	A	A	A	A
		④障がいのある学生への配慮を行っている				A		
	2、資格取得支援	①キャリア支援委員会は資格取得について計画立案と活動を行っている	A	A	A	A	A	A
		②キャリア支援課・教職課(教職センター)は資格取得について相互に情報提供し、事務運営を行っている	A	A	A	A	A	A
		③キャリア支援課と教職課(教職センター)は連携し、学生の資格取得支援を行っている	A	A	A	A	A	A
		④健康運動実践指導者・健康運動指導士の取得のために事前指導を行っている	B	B		B	B	
		⑤健康運動実践指導者・健康運動指導士認定試験対策講座は内容・実施方法を考慮して実施している	A	A		A	A	
		⑥健康運動実践指導者・健康運動指導士学生の認定試験結果は初期の目的を達成している	A	B		A	B	
		⑦ジュニアスポーツ指導員・障害者スポーツ指導員等、スポーツ関係資格取得対策を行っている	A	A	A	A	A	A
		⑧日本赤十字社救急法・日本赤十字社水上安全法講習会の運営を行っている	A	A	A	A	A	A
		⑨秘書検定試験対策講座を運営している	A	A		A	A	
	3、進路指導	①学生の進路に関し、指導、助言、相談を行っている	A	A	A	A	A	A
		②学生の就職に関するオリエンテーション等の指導を行っている	A	A	A	A	A	A
		③学生の就職に関する対策講座の内容及び運営を行っている	A	A	A	A	A	A
		④学生の進路希望の実状を把握している	B	B	B	B	B	B
		⑤学生の進路希望の実状にふさわしい就職先の開拓・確保を行っている	B	B	B	B	B	B
		⑥学生の進路結果に基づき、次年度の進路指導の改善を行っている	A	A	A	A	A	A
		⑦就職に関する自己点検・評価を、本学全体の進路指導の改善・充実のために生かしている	B	B	B	B	B	B
	4、後援会・藤栄会との連携・協力	①学生の就職活動の円滑化、効率化を図るため、後援会・藤栄会との連携・協力関係が保たれている	A			A		
5、学生の海外留学・研修	①学生の海外留学・研修の体制を確立している	B	B	B	B	B	B	
	②学生の海外留学・研修の参加の実績がある。	B	B	B	B	B	B	

●基準3 教育課程

[領域]I 教育課程

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 教育課程の編成	1、学科の理念・目的	①各学科の理念・目的を明確に示している	A	A	A	A	A	A
	2、理念・目的と教育課程	①教育課程は、各学科の理念・目的を実現している	A	A	A	A	A	A
	3、3つのポリシー	①カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している	A	A	A	A	A	A
	4、教育課程の編成	①教育課程編成のための組織は明確である	A	A	A	A	A	A
		②教育課程編成のための組織を運営している	B	B	B	B	B	B
③カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している		A	A	A	A	A	A	
5、教育課程の内容	①教育目標を達成できる教育課程である	A	A	A	A	A	A	
	②教養教育と専門教育の調和がとれ、ディプロマ・ポリシーで示す能力の獲得に効果的な教育課程になっている	A	A	A	B	B	B	
	③豊かな人間性を涵養できる教育課程である	B	B	B	B	B	B	
B 教育課程の運営	1、教育課程の運営の改善・充実	①教育課程を点検・評価する組織が常設され、機能している	B	B	B	B	B	B
		②教育課程の改善・充実のための手順・方法が機能している	B	B	B	B	B	B
		③教育課程における学修方法、学修支援または学修成果を点検・評価している	B	B	B	B	B	B
		④教育課程のガイダンスを計画的に行っている	B	B	B	B	B	B
		⑤シラバスの内容を点検している	B	B	B	B	B	B
		⑥教育指導の改善・充実を行っている	B	B	B	B	B	B
	2、科目の選択状況	①専門以外の科目の選択状況を確認し改善している	B	B	B	B	B	B
		②3つの専攻コース及びゼミの選択状況を確認し改善している	B			B		
		③教員免許及び各種資格取得に関わる科目を開講し改善している	B	B	B	A	A	B
		④専門科目に関する選択状況を確認し改善している	B	B	B	B	B	B
	3、時間割の編成	①教育課程の目的を実現できる時間割である	B	B	B	B	B	B
		②教育課程の目的を実現できるクラス編成である	B	B	B	B	B	B
		③施設の条件を考慮して時間割を編成している	B	B	B	B	B	B
	4、留学生の受け入れ	①留学生の受け入れ体制を確立している	B	B	B	B	B	B
		②留学生の受け入れの実績がある	B	B	B	B	-	-
5、研究生・委託生等の受け入れ	①社会人の研究生・委託生等の受け入れ体制を確立している	B	B	B	B	B	B	
	②社会人の研究生・委託生等の受け入れの実績がある	B	B	B	B	-	-	

[領域]II-1 教育指導(授業内容及び単位)

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 授業内容・教育方法の工夫・改善	1、授業時数の確保	①授業時数を適正に確保している	B	B	B	B	B	B
		②補講等を実施している	B	B	B	B	B	B
	2、授業計画(シラバス)に基づく授業の実施	①授業内容はシラバスに基づいて実施されている	B	B	B	B	B	B
		②授業の方法はシラバスに基づいて実施されている	B	B	B	B	B	B
		③障がいのある学生への配慮を行っている	A	A	A	A	A	A
		④教科書の選定及び教材・資料の活用はシラバスに基づいて実施されている	B	B	B	B	B	B
3、授業計画・方法の改善	①学生による授業評価結果に基づいて、授業計画・方法の改善を図っている	B	B	B	B	B	B	
	②授業科目担当者間で、授業内容の調整を図っている	B	B	B	B	B	B	
4、学習及び授業の支援	①教員と職員が協働して学習支援を行っている	B	B	B	B	B	B	
	②TA(Teaching Assistant)等を活用した学習支援及び授業支援を図っている	A	A	A	A	A	A	
B 単位認定・卒業・修了認定	1、単位認定の基準	①学生の単位修得及び授業に関するオリエンテーション等の指導を行っている	B	B	B	B	B	B
		②単位の認定は基準に基づいて行っている	B	B	B	B	B	B
		③単位認定の基準は、大学の目的及び社会的使命に則っている	B	B	B	B	B	B
	2、単位認定の方法	①単位認定の方法は、教育課程の理念や目的及び授業内容に基づいて行っている	B	B	B	B	B	B
		②成績評価の方法はシラバス等で明確に示している	A	A	A	A	A	A
	3、単位非認定の措置	①保留、再履修などの措置は、学生の学習状況に基づいて行っている	B	B	B	B	B	B
4、編入学等における履修単位等の取扱い	①他の大学などにおける授業科目の履修等の取扱い、入学前の既修得単位などの認定を行っている	A			A			
5、卒業・修了認定の基準	①卒業・修了の認定は基準に基づいて行っている	A	A	A	A	A	A	
	②卒業・修了認定の基準は、大学の目的及び社会的使命に基づいて行っている	A	A	A	A	A	A	
6、3つのポリシー	①ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位・卒業・修了認定基準等を定め、厳正に適用している	A	A	A	A	A	A	
C 互換	1、単位互換の取扱い	①他の大学等との単位互換は有効に行っている	B	B	B	B	B	B

●基準3 教育課程

[領域]Ⅱ-2 教育指導(教育実習及び資格取得)

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 学修目標	1、達成計画の策定	①学修目標の実現に向けた取り組みを工夫して教職課(教職センター)の事業計画を作成している				B	B	B
		②教職課(教職センター)の事業計画に基づいて人材育成を図っている				B	B	B
	2、達成状況の把握	①学修目標に照らして教職課(教職センター)の事業の達成状況を把握している				B	B	B
B 教育(保育)実習の運営	1、実習校(園、保育所、施設)の決定	①実習校(園、保育所、施設)の内諾、教育委員会への手続きなどは、円滑に進めている	A	A	A	A	A	A
		②実習校(園、保育所、施設)の内諾を得られなかった学生への対応を行っている	A	A	A	A	A	A
	2、事前・事後の指導	①オリエンテーションを含む事前指導の内容、時期、回数を考慮して実施している	A	A	A	A	A	A
C 実践演習の実施	1、教職(保育)実践演習、観察実習の実施	①教職(保育)実践演習は、教職(保育)課程の目標達成に向けたシラバスで実施されている				A	A	A
		②教職実践演習や観察実習の実施に当たって学外の多様な人材を活用している				A	A	A
	2、教育・保育実習の意義	①教育・保育実習の意義を踏まえて指導計画を立てている	A	A	A	A	A	A
D 介護等体験の運営	1、オリエンテーション	①各時期におけるオリエンテーションは、それぞれ初期の目的が達成されるよう運営している	A	A	A	A	A	A
		②介護等体験の意義を踏まえて実施計画を立てている	A	A	A	A	A	A
	2、介護等体験の改善	①訪問報告書等に基づいて次年度の介護等体験の改善を行っている	A	A	A	A	A	A
E 資格取得	1、資格取得支援	①教職課程を希望する学生に積極的な資格取得に向けての情報提供ができています	A	A	A	A	A	A
		②教員免許取得に取り組んでいる学生に向けて積極的な支援を提供できています	A	A	A	A	A	A
		③キャリア支援課と教職センターは連携し学生の資格取得支援を行っている	A	A	A	A	A	A
④教員採用試験の受験に向けた支援を行っている		A	A	A	A	A	A	
2、社会体育施設実習	①実習生への事前指導を行っている	B	B		B	B		
	②教員による施設訪問を計画、運営している	B	B		B	B		
	③社会体育施設実習では、実習施設長の成績報告書を含めて、実習の実態を把握している	A	A		A	A		
3、教職ラーニングステーションの運営	①教職ラーニングステーションはニーズに合わせた支援を行っている	A	A	A	B	B	B	
	②教職ラーニングステーションの支援内容を定期的に点検・確認している	A	A	A	A	A	A	
	③教職ラーニングステーションは学生支援実施計画を立てている				A	B	B	
	④教職ラーニングステーションの目的に必要な施設・設備を整備している				B	B	B	
	⑤教職ラーニングステーションの目的に必要なスタッフを配置している				A	A	A	
4、教員免許状更新講習	①講習の計画立案と運営を行っている	A						
	②講習についての広報を行っている							
5、情報公開	①教育免許法施行規則第22条の6に基づき情報公開している	A			B	B	B	

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域]I 組織の管理運営

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 法人の 管理 運営	1、理事会の構成・機能 ・運営	①理事会は寄附行為に基づいて開催している	A			A		
		②理事会は学校法人の意思決定機関として運営している	A			A		
		③理事長のリーダーシップを学校法人の運営全般にわたって発揮している	A			A		
		④理事の構成に著しい偏りはない	A			A		
		⑤理事会は戦略的意思決定ができる体制を整備している	A			A		
		⑥理事会は戦略的意思決定の機能を発揮している	A			A		
		⑦学内理事会の役割機能を明確にしている	A			A		
		⑧学内理事会はその役割を果たしている	A			A		
	2、監事の業務	①監事は、寄附行為に基づいて業務を行っている	B			B		
②監事からの報告に基づいて、事業の見直しを行っている		B			B			
3、評議員会の運営	①評議員会は寄附行為に基づいて開催している	B			B			
	②評議員会は理事会の諮問機関として運営している	B			B			
	③評議員の構成に著しい偏りはない	A			A			
B 大学・ 短期大 学の 管理 運営	1、大学・短期大学の 運営	①大学・短期大学の意思決定組織を整備している	A	A	A	A	A	
		②大学・短期大学の意思決定組織の権限と責任が明確になっている	A	A	A	A	A	
		③大学・短期大学の意思決定組織が機能している	A	A	A	A	A	
		④大学・短期大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップを発揮している	A	A	A	A	A	
	2、教授会の運営	①教授会は学則等の規程に基づいて開催している	A	A	A	A	A	
		②教授会は教育研究上の意思決定機関として運営している	A	A	A	A	A	
		③大学・短期大学の設置者との合意を図るシステムである	A	A	A	A	A	
	3、各種委員会の 設置と運営	①委員会等を学長もしくは教授会のもとに設置している	A	A	A	A	A	
		②委員会等を規程に基づき運営している	A	A	A	A	A	
C ガバナンス	1、ガバナンス	①法人及び大学・短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定を行っている	B	B	B	B	B	
		②法人及び大学・短期大学の各管理運営機関の相互チェック機能が働いている	B	B	B	B	B	
		③トップのリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている	B	B	B	B	B	
D 事務 組織	1、事務の執行体制の 適切性	①事務組織の責任体制は明確である	A			A		
		②事務部門の組織体制は円滑に機能している	A			A		
		③事務部門の人員規模を実状に合わせて確保している	A			A		
		④事務諸規程等を整備している	B			B		
		⑤業務を規程に基づいて行っている	B			B		
		⑥事務室、情報機器、備品等、施設設備を整備している	B			B		
		⑦組織的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している	B			B		
		⑧事務職員の能力の開発・向上のための内部研修や外部研修を行っている	A			A		
		⑨事務職員は関係部署と連携して職務を遂行している	A			A		
	2、SD活動	①SD(スタッフ・ディベロップメント)活動に組織的に取り組んでいるか	A			A		
		②SD委員会規程を整備している	A			B		
		③SD活動に全職員が参加している	A			B		
		④SD活動を定期的に行っている	A			A		
		⑤SD活動の内容はその目的に資するものとなっている	A			A		
	⑥広義のSD活動に全教職員が参加している				B			
E 教員 組織	1、教員組織の適切性	①学部・学科の理念・目的及び教育課程の性格、学生数との関係を考慮して教員組織を構築している	B	B	B	B	B	B
		②教育課程の目的を実現するために、教員間の連絡調整を行っている	B	B	B	B	B	B
		③学外での実習及び講座を実施するために体制を整備している	B	B	B	B	B	B
		④教育課程の目的を実現するために、専任教員と非常勤教員を配置している	B	B	B	B	B	B
	2、FD活動	①FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動に組織的に取り組んでいる	B	B	B	B	B	B
		②FD委員会規程を整備している	B	B	B	B	B	B
		③FD委員会において授業及び教育課程の点検・改善を行っている	B	B	B	B	B	B
		④FD活動に全教員が参加している	B	B	B	B	B	B
		⑤FD研修を定期的に行っている	B	B	B	B	B	B
F 人事 管理	1、人事管理の適切性	①教職員の就業に関する諸規程を整備している	B			B		
		②教職員の就業に関する諸規程を周知している	B			B		
		③職員の就業に関する管理を、諸規程に基づいて行っている	B			B		
		④教職員の健康の管理や就業環境の改善を行っている	B			B		
		⑤教職員の就業時間を遵守している	B			B		
		⑥自己申告・業績評価を行い、教職員の能力向上や人事管理に活用している	B			B		
		⑦職員の任用・昇任・昇格を規程に基づいて行っている	B	B	B	B	B	B
	2、教学部門と管理部門 の連携	①大学・短期大学の設置者と教職員が、互いの立場を尊重しつつ協力する体制を整えている	B	B	B	B	B	B
		②教員と事務職員が連携する場を設置している	B	B	B	B	B	B
		③教員と事務職員が互いの立場を尊重しつつ緊密に連携する雰囲気醸成している	B	B	B	B	B	B

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域]II 研究活動・支援

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価			
			体	保	児	体	保	児	
A 教員の研究活動	1、研究活動	①科学研究費等の申請状況及び受給状況を把握・検証している	B	B		A	A	A	
		②個人研究費の申請状況及び受給状況を把握・検証している	A	A		A	A	A	
		③共同研究の活動状況を把握・検証している	A			A			
		④教員の所属学会を把握している	B	B	B	A	A	A	
		⑤海外から研究者を受け入れる体制を確立している	C	C		A	A		
		⑥教員が海外から招致される状況に応じている	-	-		-	-		
		⑦教員の海外での活動状況を把握・検証している	B	B		A	A		
		⑧教員の海外での活動に対するサポート体制がある	B	B		A	A		
	2、研究成果	①年間の著書数を把握・検証している	A	A		A	A		
		②年間の論文数を把握・検証している	B	A		A	A		
		③年間の報告・資料等の雑誌への掲載数を把握・検証している	B	B		A	A		
		④年間の学会での発表状況を把握・検証している	B	A		A	A		
	B 研究助成活動	1、女子体育研究所の運営及び研究体制	①教育研究活動の活性化のために、女子体育研究所の施設・設備、組織機能を整備している	B			B		
			②事業遂行に必要な経費配分をしている	B			B		
2、研究助成		①個人研究費の総額と執行状況は適正である	A			A			
		②共同研究費の総額と執行状況は適正である	A			A			
		③科学研究費等の補助金に関する対応は遺漏なく処理している	A			A			
			A			A			

[領域]III 図書館

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 図書館	1、図書館の運営	①図書館の運営に資する委員会活動を行っている	B	B		A	A	
		②利用に結び付く広報活動を行っている	B	B		A	A	
		③学生に対する指導・援助を行っている	B	B		A	A	
		④学生の授業、定期試験等学生のニーズに合わせ開館時間を設定している	B	B		A	A	
		⑤図書館を地域に開放している	B	B		A	A	
	2、資料の収集・整備学	①学生の授業・ゼミ等における学習・研究の充実のための図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料を収集・整備している	B	B		A	A	
		②職員の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料が整備されている	B	B		A	A	
		③職員の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料は学内の教育活動の維持・発展に資するものとなっている	B	B		A	A	
		④利用しやすく配架している	A	A		A	A	
		④効果的な広報活動を行っている	A	A		A	A	
		⑤閲覧室の利用、図書等の貸し出し・利用に関するガイダンスを行っている	B	B		A	A	
		⑥図書等の検索・利用に関するオリエンテーション、講習等を行っている	B	B		A	A	
		⑦国立情報学研究所に接続し、他の図書館とのネットワークを整備している	B	B		A	A	
		⑧他大学・機関との学術情報相互協力を活発に行っている	B	B		A	A	
	⑨学生・教職員の要望に応えている	B	B		A	A		
	3、施設・設備各種スペース	①全学収容定員の10%以上の座席数を確保している	A	A		A	A	
		②蔵書は適正な収納スペースを確保している	B	B		A	A	
		③司書の業務スペースを確保している	B	B		A	A	
		④検索・利用、電子、視聴覚資料等のための機器類を整備している	B	B		A	A	
	4、職員の配置・研修	①司書の資格等を有する専門職員を配置している	B	B		A	A	
		②学生・教職員が利用しやすい環境整備をしている	B	B		A	A	
		③時代の変化に対応できるような研修に努めている	B	B		A	A	

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域]IV 健康管理センター

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 健康管理	1、センターの運営	①学生及び教職員の健康管理に関する体制は整っている	B	B	B	B	B	B
		②学生生活に関する学生の意見・要望を把握する体制は整っている	B	B	B	B	B	B
		③教職員の意見・要望を把握する体制は整っている	B	B	B	B	B	B
		④委員会を運営し、連携を図っている	B	B	B	A	A	A
	2、学生、教職員の相談の機能	①学生相談(支援)の体制は整っている	B	B	B	B	B	B
		②教職員の相談支援の体制は整っている	B	B	B	B	B	B
		③健康管理センターは教務課、学生課他、部署と連携を取り、学生支援を行っている	B	B	B	B	B	B
		④相談室を設置している	B	B	B	B	B	B
		⑤校医、理学療法士、臨床心理士は適正な対応を行っている	B	B	B	B	B	B
		⑥カウンセリング室の運営を行っている	B	B	B	B	B	B
		⑦カウンセリング室の来談者及び来談内容の実態を把握している	B	B	B	A	A	A
	3、定期健康診断	①大学・短期大学の実態に即して定期健康診断を実施している	A	A	A	A	A	A
		②定期健康診断の事後措置を行っている	A	A	A	A	A	A
	4、応急処置等	①急病・外傷に対する応急処置を行っている	B	B	B	B	B	B
		②必要に応じた外部医療機関への搬送を迅速に行っている	B	B	B	A	A	A
	5、施設・設備、医薬品等の管理	①医療器材等を管理している	B	B	B	A	A	A
		②医薬品を管理している	B	B	B	B	B	B
	6、学内衛生、事故の防止等	①学内の衛生が保たれるよう指導・管理を行っている				B	B	B
		②学内での事故を未然に防ぐための注意喚起を行っている				B	B	B

[領域]V 財務

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 経営	1、経営	①経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している	A			B		
	2、財務基盤と収支	①中長期的な計画に基づく財務運営を確立している	A			B		
B 予算・決算	1、予算の編成	②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができています	B			B		
		③毎年度の予算は、大学・短期大学の運営方針、事業計画に沿って編成している	A			B		
		④予算編成方針は、関係者に周知徹底している	A			B		
		⑤予算の作成は所定の手続きにより、所定の期日までに行っている	A			B		
		⑥予算の作成においては、財務的諸条件と教育研究計画を配慮している	A			B		
		⑦予算の作成においては、財務的諸条件と教育研究計画を配慮している	A			B		
2、予算の執行・決算	①予算は、適正かつ効率的に執行している	B			B			
	②会計処理は、定期的に公認会計士・監事の検査を受け、適正に行っている	A			B			
	③公認会計士及び監事の監査時における指摘事項に対して改善・実行を行っている	A			B			
C 財務管理	1、財源の維持	①経常収入に占める学納金比率は安定している	A			B		
		②収益事業は、その目的に沿って安定的かつ継続的に運営され、成果をあげている	B			B		
		③資金運用に当たっては、安全性と効率性に配慮している	A			A		
	2、財務状況の点検	①財務状況の推移、現状認識及び今後の見通し等について、的確に把握している	A			B		
	②財務資料等の公表は適正に行われている	A			B			

[領域]VI 学修環境

項目	小項目	細項目	令和元年度点検			令和2年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 校地・校舎・施設・設備	1、校地面積	①大学・短期大学が保有する校地面積は、設置基準の規定を充足している	B	B	B	B	B	B
	2、施設・設備	①大学・短期大学が保有する校舎の面積は、設置基準の規定を充足している	B	B	B	B	B	B
		②大学・短期大学が保有する校舎は、学生や教職員の安全性に配慮している	B			B		
		③大学・短期大学が保有する校舎は、障がいのある学生者に配慮対応したもとなっている	B			B		
		④講義室は教育目的達成のために必要な施設・設備規模・量を確保している	B	B	B	B	B	B
		⑤体育館は教育目的達成のために必要な施設・設備規模・量を確保している	B	B	B	B	B	B
		⑥陸上競技場は教育目的達成のために必要な施設・設備規模を確保している	A	A	A	A	A	A
		⑦ソフトボール場は教育目的達成のために必要な施設・設備規模を確保している	A	A	A	A	A	A
		⑧テニスコートは教育目的達成のために必要な施設・設備規模を確保している	A	A	A	A	A	A
		⑨藤村総合教育センターは教育目的達成のために必要な施設・設備規模を確保している	B	B	B	B	B	B
		⑩プールは教育目的達成のために必要な施設・設備規模を確保している	B	B	B	B	B	B
		⑪教育の充実のためにICT設備を整備している	B	B	B	B	B	B
		⑫学生食堂は快適な学生生活を支援するために必要な施設・設備を整備している				B		
		⑬クラブハウスは学生の課外活動を支援するために必要な施設・設備を整備している				B		
B 維持管理	1、施設設備等の維持管理	①校舎は、教育研究のために常に整備され、快適な環境を保っている	B			B		
		②各種施設は、教育研究のために常に整備され、快適な状況を保っている	B			B		
		③施設・設備の維持管理について、定期的な点検を行っている	B			B		

●基準4 大学・短期大学の運営と経営

[領域]Ⅶ 大学と社会の連携

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 国際社会との連携	1、海外の大学等との連携・交流	①海外の大学等との連携体制を確立している	B	B		C	C	
		②海外の大学との交流の機会を設けている	B	B		C	C	
	2、海外からの指導者の招致	①海外から指導者を受け入れる体制を確立している	C	C		-	-	
		②教員が海外から招致の内容・状況を把握している	C	C		-	-	
	3、学生の海外留学・研修	①学生の海外留学・研修の体制を確立している	B	B	B	-	-	-
		②学生の海外留学・研修の内容・状況を把握している	B	B	B	-	-	-
B 地域社会との連携	1、公開講座	①公開講座の実施体制を確立している	A			A		
		②地域の要求に応える講座を開催している	A			A		
	2、地域への指導者の派遣	①教員に対する地域からの派遣要請に応じている	B	B		B	B	A
		②教員の地域への派遣状況は適切である	B	B		B	B	A
		③学生に対する地域からの派遣要請に応じている	B	B	B	A	B	B
		④学生の地域への派遣状況は適切である	B	B	B	A	B	B
	3、地域への実技の公開	①地域からの公開実技への要請に応じている	B			B		
		②地域への公開実技の実施は適切である	C			B		
C 連携	1、後援会との連携	①地域交流センターは後援会と連携している	A			A		
	2、同窓会との連携	①地域交流センターは同窓会と連携している	A			A		

[領域]Ⅷ 広報・広聴活動

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 広報活動	1、広報誌等	①大学案内は、読み手の立場に合った内容構成、表現及び装丁となっている	A	A	A	A	A	A
		②各種広報誌は、大学・短期大学の活動状況をタイムリーに広報するものとなっている	A	A	A	A	A	A
	2、オープンキャンパス	①オープンキャンパスの広報は、媒体を活用して行っている	A	A	A	A	A	A
		②オープンキャンパスの実施結果をリサーチし、次回に反映させている	B	B	B	A	A	A
		③オープンキャンパスの実施体制を整備している	A	A	A	A	A	A
		④オープンキャンパスの実施が、入学者の確保に結び付いている	A	B	B	A	A	A
	3、学生募集活動	①高校訪問による学生募集活動を、全学体制で行っている	B			B		
		②高校訪問による学生募集活動は、計画通りの成果をあげている	A	A	A	A	A	A
		③インターハイ等における選手勧誘等の学生募集活動は、計画通りの成果をあげている	B	B	B	B	B	B
		④進学説明会による学生募集活動は、計画通りの成果をあげている	A	A	A	A	A	A
		⑤広報委員会を運営している	A	A	A	A	A	A
	4、広報活動の媒体	①ホームページの内容を点検・検証している	B			C		
		②ホームページの内容は常に更新している	B			B		
		③ホームページ更新の手続きを明確にしている	B			C		
		④ホームページの内容はステークホルダー(地域住民、教育関係者、受験生等)に分かりやすい内容になっている	B			B		
		⑤ホームページの情報発達の効果の検証を行っている	B			B		
		⑥広報の媒体としてSNSを活用している	A			B		
		⑦駅等の広告看板は効果的である	B			B		
	5、広聴活動の機会	①保護者からの意見を聴取する機会を定期的に設けている	A			A		
		②卒業生からの意見を聴取する機会を定期的に設けている	B			B		

●基準5 教育の質保証

[領域]I 改善改革

項目	小項目	細項目	令和2年度評価			令和3年度評価		
			体	保	児	体	保	児
A 自己点検・評価	1、自己点検・評価	①教育目標の達成に向けて点検・評価の規程及び組織が整備されている	B	B		A	A	
		②点検・評価が規程に則した内容で、適正に実施されている	B	B		A	A	
		③点検・評価の結果を次年度に反映させている	B	B		A	A	
		④点検・評価の結果を公表している	A	A		A	A	
		⑤点検・評価の結果を、学内で教職員・学生に共有している	A	A		A	A	
		⑥大学・短期大学等の取り組みについて3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検・評価のサイクルを確立している	B	B		A	A	
		⑦点検・評価の実施は学外の参画を得て、客観的な視点を取り入れている	C	C		B	B	
		⑧大学・短期大学の個性・特性に即した自己点検・評価項目を設定している	A	A		A	A	
		⑨質保証のための組織体制を整備している	A	A		A	A	
		⑩質保証のための責任体制が確立している	A	A		A	A	
		⑪質保証の体制が機能している	B	B		A	A	
		⑫IR(Institutional Research)などを活用した調査・データの収集・分析を行っている	B	B		A	A	
		⑬IR(Institutional Research)などを活用した調査・データの収集・分析を大学・短期大学の教育改善・改革に生かしている	B	B		B	B	
	2、学生第三者による評価	①学生による授業評価を実施している	B	B	B	A	A	A
		②学生による授業評価結果を活用した授業改善を行っている	B	B	B	B	B	B
	3、第三者による評価	①第三者による評価を実施している	A	A		A	A	
		②第三者による評価の結果を次年度に反映させている	B	B		A	A	
		③他大学との相互評価を実施している	C	C		C	C	
B 改善改革	1、改善・改革のためのシステム	①自己点検・評価活動に全教職員が関与する体制を確立している	B	B		B	B	
		②自己点検・評価の成果を改善改革に活用させるよう、組織上の体制を確立している	B	B		B	B	
		③自己点検・評価の結果の活用のための経営サイクル(PDCA)を確立している	B	B		B	B	
C 事業計画	1、事業計画の点検	①中期計画に基づき当該年度の事業計画を立てている				A	A	
		②当該年度の事業計画の目標は達成できている				B	B	
		③事業計画に基づき、改善・充実に努めている				B	B	
D 将来計画の策定	1、将来計画の策定	①当面する課題を明確にしている	B	B		B	B	
		②将来計画を策定している	B	B		B	B	
		③将来計画策定のための組織を整備している	B	B		B	B	

V 「自己点検・評価書」作成にあたり

平成 16 年度から、すべての大学、短期大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられ、本学では大学が公益財団法人日本高等教育評価機構で、短期大学が一般財団法人大学・短期大学基準協会で受審しました。平成 16 年度から第 1 期、平成 23 年度から第 2 期、平成 30 年度から第 3 期となっていますが、いずれも適合と認定されており、第 3 期の認証評価は令和 2 年度に短期大学が受審し、令和 3 年度に大学が受審しています。この中で、第 2 期までの認証評価は自己点検・評価を実施していること、内部質保証の体制があることが求められていました。第 3 期では内部質保証とその有効性が問われることとなりました。

第 4 期となる令和 7 年度にはさらに認証評価制度の充実により内部質保証(教育の質保証)の機能が問われることが想定されます。そのことを鑑み、今後の本学の自己点検・評価活動は、自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について、継続的に点検・評価活動として行うこととしています。さらに中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)策定に伴い、単年度ごとの事業計画に掲げられた項目を自己点検・評価するシステムにするため、自発的に質の向上を進めていく意識の醸成に重きを置きました。

令和 2 年度本委員会において、令和 3 年度自己点検・評価の具体的な実施について検討を重ね、本学の特性を活かし、更なる自己点検・評価活動の充実と社会への説明責任が果たせるように、自己点検・評価規程の再整備及び外部評価委員会規程を策定しました。

今年度は外部評価委員会規程に基づき、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者による本編の二基準(基準 3 教育課程・基準 5 教育の質保証)について外部評価を実施いたしました。

今年度実施しました外部評価委員会の開催状況および概要について、『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学令和 3 年度自己点検・評価書に関する外部評価報告書』としてまとめ、自己点検・評価活動の取り組みの一貫として本編と合わせ公表いたします。

今回実施しました自己点検・評価活動で確認した本学の強みや課題を踏まえながら、教育・研究活動の更なる質向上を目指してまいります。

令和 5 年 3 月
評価委員会
委員長 秋山 エリカ